

- 一、俗家祭式を祭る家にて献上したき物あるときは、其神前に備ふ本社には備へず、尤本社大祭の時は支へなし。
- 一、錢を備ふべからず。
- 一、火にかけた物を備へず。
- 一、水引掛け及び字を書きたるものを備へず、若し書くことある時は淨筆墨を用う、淨筆墨なきときは紅殻ベニコラを用うべし。

神官を請待する事

- 一、神官を請待する時は、先づ別火か別火にあらざるかを問ひ別火ならば別火の賄をなすべし。
- 一、別火賄は穢のなき人禊祓か湯あみかして、火を打ち出煮炊し畢つて其火は消して仕廻ふ。
- 一、別火賄は通例の水と淨め水と二つあり、何にても通例の水にて能く洗ひし上

を淨め水にて三度あらひ淨む淨め水用ゐる時は箸かさゝらを用う、手を障るべからず淨め水かけたる上は、手の障らぬ様に息のかゝらぬ様にすべし。

- 一、米は一日四合おかずは焼きたるもの一つ生の物一つ吸物一つ飯は飯櫃イハとも、おかずは鍋とも湯は瓶とも持ち出して給仕すべし。
- 一、別火の膳上には瓦器に鹽を備ふ。
- 一、別火の人と他の人と同席飲食のときは、すべて臺を別にして出すべし。
- 一、前夕より別火して居る人は、火を一つにして支へなし。
- 一、別火の人には先づ煙草の火を改めて出すべし。
- 一、茶も用ゐられず、茶の代りには湯を用う。
- 一、菓子も用ゐるべからず菓子の代りには果物を用う。
- 一、別火賄の余り物は、木の根へ埋むるか、海川へ流すか、又穢のなき人は食ても苦しからず。
- 一、別火にあらざる時は、常の火にて支へなし、されども穢のある人には炊事さ

すべからず、又忌穢の火を用ゐるべからず、忌穢の事は葬祭式稿にあり、若し過ちありし時は速かに告ぐべし。

一、神官に食事を勸むる時、差支へありこ云はゞ強ゆべからず。

一、大節の御祈念には神官潔齋することあり、其時は其手當すべし、給仕の仕方は神官に委しく問ふべし。

御祈念願ふ事

一、病人の祈念

病人の年齢また其容態を告ぐべし。

一、産子になる祈念

其姓名年月日時を告ぐべし参詣する事

一、名付の祈念

年齢及び差支への文字を告ぐまだ名の付かぬ小兒ならば日数を云ふ、尤七晝夜経ざれば願はず。

一、縁結びの祈念

双方の年齢を告ぐ参詣の事、神官より教の事あり。

一、雨乞の祈念

御社にても其村にても心次第なり、其村の惣代の年を告ぐ本式と略式とあり。

一、乞晴の祈念

前におなじ。

一、虫祈禱の祈念

其場所にてする、本式と略式とあり。

一、材木を伐る處の祈念

御社にても、其場所にても心次第也、其人の年齢を告ぐ年數かゝる時は、一年に一度つつす其上は心次第なり。

一、石を取る處の祈念

前に同じ。

一、井戸或は堀池などに穢のありし時の祈念

七日の後にす、委しくは葬祭式稿に在り。

一、竈處の焚始めの祈念

御社にて調へ其處にてす。

一、火難の時の祈念

願主の年齢を告ぐ、主人なき家は主人に立つべき人の年を告ぐ。

一、火難除の祈念の式

御社にて調へ其場處にてす、其家續きの間數並に願主の年齢を告ぐ、一年に一度づゝ祈念を乞ふ。

一、屋祈禱の祈念

略式は其家にてす神函を以てするを本式とす、是は神函なき分なり家内に不吉の事ある時主人心中不快の時、移住の時、貸家を作りて人に貸す時。

一、邪氣退散の祈念略式

前に同じ。

一、地祭祈念の式

其處にてす、本式と略式とあり。

新田を築く時、井戸を堀る時又埋むる時、家を建る時又解く時、○本宅○靈

屋○土藏○立續き○其他一間以上の物を建るにはすべて地祭すべし。

一、祈念はす凡て寒暖一回りの物なり、其時來れば又祈念するを本式とす。

一、祈念とあるは只祈念のみなり、祈念の式とあるは式を執行する事。

俗家祭の外に祭る神等

一、農家に土地の神を祭る。

一、漁師に海の神を祭る。

一、鑛山に金山式の神を祭る。

一、鹽濱に鹽の神を祭る。

へ 備 御 之 日 平

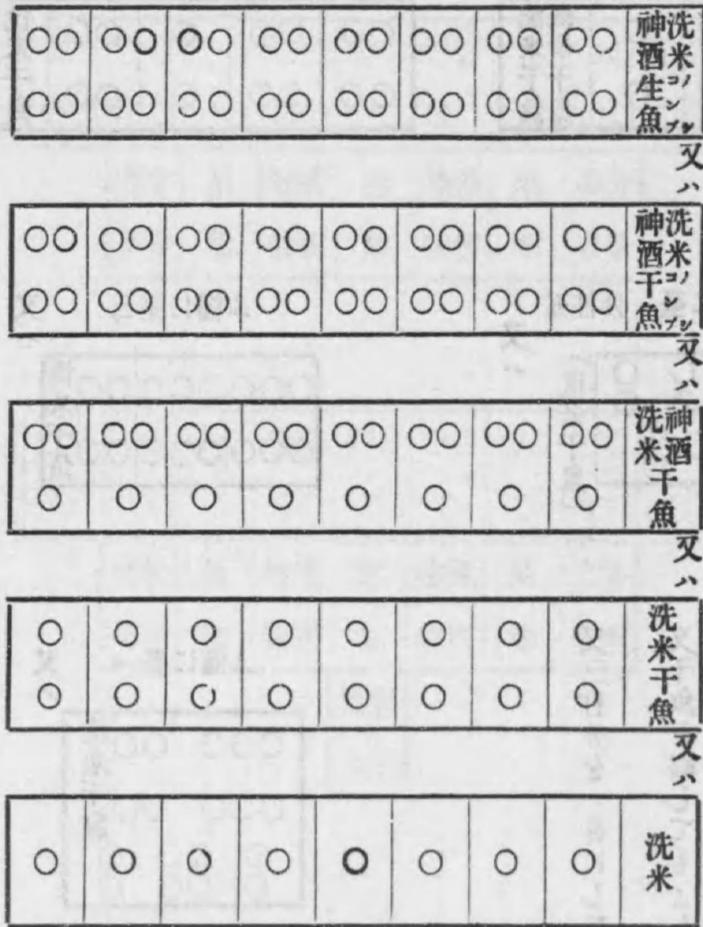


圖 解

又七臺にても
五臺にても
三臺にても
一臺にても
よし

- 一、湯處に湯の神を祭る。
- 一、硫黄明礬を製する處に其神を祭る。
- 一、陶器師に陶器の神を祭る。
- 一、蹈鞴師に蹈鞴の神を祭る。
- 一、酒造家に倉の神を祭る。
- 一、鍛冶屋に火の神を祭る。
- 一、風爐屋に火の神を祭る。
- 一、船に船祭式の神を祭る。
- 一、井戸に井戸の神を祭る。

月次祭之御備へ

○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○

洗米
神酒
生魚

菜甘	果	物廣	鏡	物廣	果	菜甘
菜辛	物	物狹	餅	物狹	物	菜辛

又ハ

○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○

洗米
神酒
干魚

菜甘	果	物廣	鏡	物廣	果	菜甘
菜辛	物	物狹	餅	物狹	物	菜辛

昆
布斗

又ハ

○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○

洗米
干魚

菜甘	果	神	物廣	鏡	物廣	神	果	菜甘
菜辛	物	酒	物狹	餅	物狹	酒	物	菜辛

昆
布斗

又ハ
ふ備に臺三分柱五

○	○	○	○	○
○	○	○	○	○

又ハ
ふ備に臺五分柱九

○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○

又ハ
ふ備に臺一分柱五

○	○	○	○	○
○	○	○	○	○

又ハ

又ハ
ふ備に臺三

○	○	○	○	○
○	○	○	○	○

又ハ
又干魚を略してもよし

又ハ
又三柱分を一臺にしてもよし

又ハ
ふ備に臺一

○	○	○	○
○	○	○	○

又ハ
又干魚を略して洗米
ばかりにしてもよし

年 祭 之 御 備 へ

○	○	○	○	○	○	○	○	○	洗米
○	○	○	○	○	○	○	○	○	廣物
○	○	○	○	○	○	○	○	○	狹物
○	○	○	○	○	○	○	○	○	川貝
○	○	○	○	○	○	○	○	○	海貝
○	○	○	○	○	○	○	○	○	神酒
									果物
									甘菜
									辛菜
									御鏡餅
○	○	○	○	○	○	○	○	○	コノブシ

又ハ

○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	洗米 神酒 コノブシ 生魚
菜甘		果	鏡	果		菜甘			
菜辛		物	餅	物		菜辛			

又ハ

○	○	○	○	○	○	○	○	○	洗米
菜甘	果	神	物廣	物廣	神	果	菜甘		
菜辛	物	酒	物狹	物狹	酒	物	菜辛		
				コノ ブシ					

又ハ

神酒	洗米
果物	廣狹物

又上の一臺にてもよし

廣物狹物果物は一臺にてもよし
甘菜辛菜は一臺にてもよし
神酒も一臺にてもよし
又御膳は七臺にても五臺にても三臺一臺にても平日の通例にてもよし前後見合せて斟酌すべし

又ハ

〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
菜甘	果物	海貝	物廣	御鏡	物廣	川貝	果物	菜甘
菜辛			物狹		物狹			菜辛

洗米
コシ
神酒
干魚

又ハ

〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
菜甘	果物	川貝	物廣	御鏡	物廣	海貝	果物	菜甘
菜辛			物狹		物狹			菜辛

洗米
干魚
神酒

昆
布斗

又ハ

〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
菜甘	海貝	物廣	御鏡	物廣	川貝	果物		
菜辛		物狹		物狹				

洗米
コシ
神酒
干魚

又ハ

〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
菜甘	海貝	物廣	鏡餅	物廣	川貝	果物		
菜辛		物狹		物狹				

洗米
干魚
神酒

昆
布斗

又ハ

〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
菜甘	果物	海貝	川貝	御鏡	川貝	海貝	果物	菜甘
菜辛								菜辛

洗米
コシ
神酒
干魚
廣狹
物

又ハ

〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
菜甘	果物	海貝	川貝	御鏡	川貝	海貝	果物	菜甘
菜辛								菜辛

洗米
干魚
神酒
廣狹
物

コ
シ
ア

又ハ

〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
菜甘	果物	海貝	川貝	御鏡	川貝	海貝	果物	菜甘
菜辛								菜辛

洗米
廣狹
神酒
物

コ
シ
ア

又ハ

〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
菜甘	海	物廣	鏡	物廣	川	果
菜辛	貝	物狹	餅	物狹	貝	物

神洗米
酒干魚

又ハ

〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
菜甘	海	物廣	鏡	物廣	川	果
菜辛	貝	物狹	餅	物狹	貝	物

神洗米
酒干魚

昆巖
布斗

又ハ

〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇
〇	〇	〇
〇	〇	〇
菜甘	鏡	果
菜辛	餅	物

神洗米
酒干魚
物廣
物狹

〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇
菜甘	海	鏡	川	果
菜辛	貝	餅	貝	物

神洗米
酒干魚
物廣
物狹

又ハ

〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
菜甘	果	海	鏡	川	果	菜甘
菜辛	物	貝	餅	貝	物	菜辛

神洗米
酒干魚
物廣
物狹

又ハ

〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
菜甘	果	海	鏡	川	果	菜甘
菜辛	物	貝	餅	貝	物	菜辛

神洗米
酒干魚
物廣
物狹

昆巖
布斗

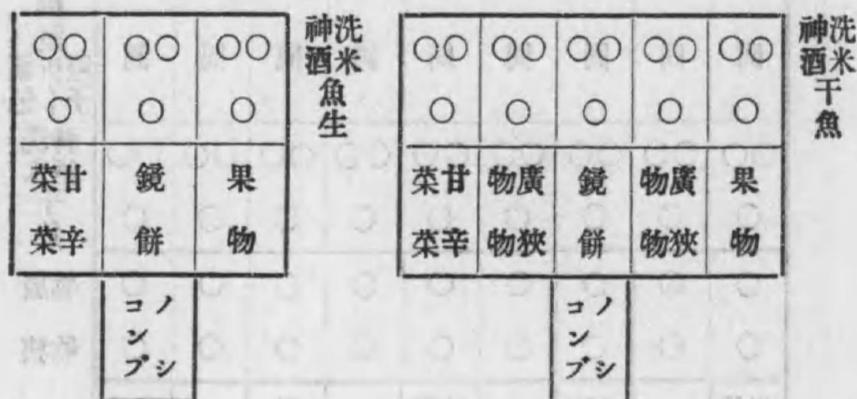
又ハ

〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
菜甘	果	海	鏡	川	果	菜甘
菜辛	物	貝	餅	貝	物	菜辛

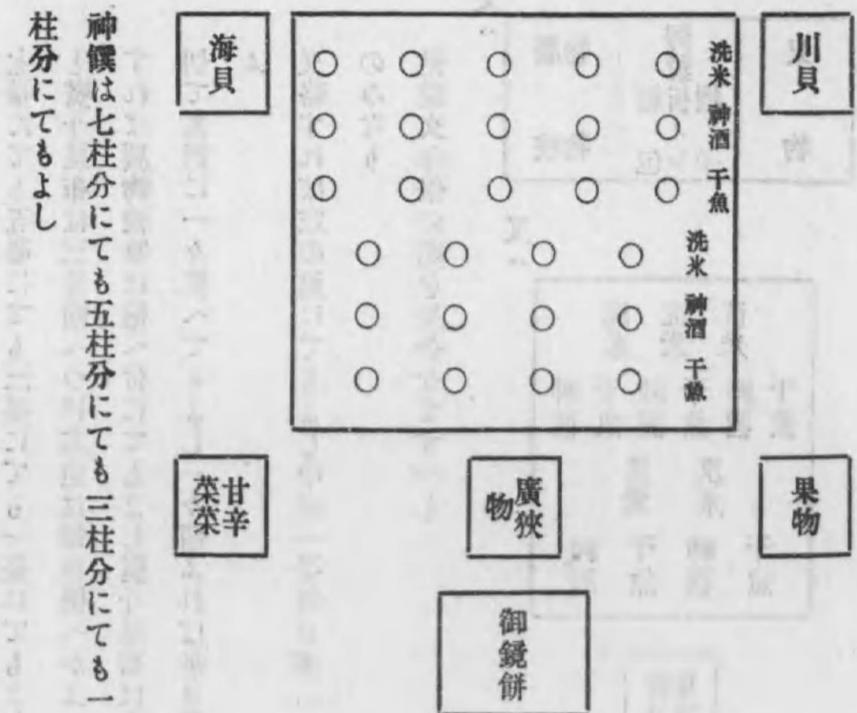
神洗米
酒廣狹
物物

昆巖
布斗

又ハ

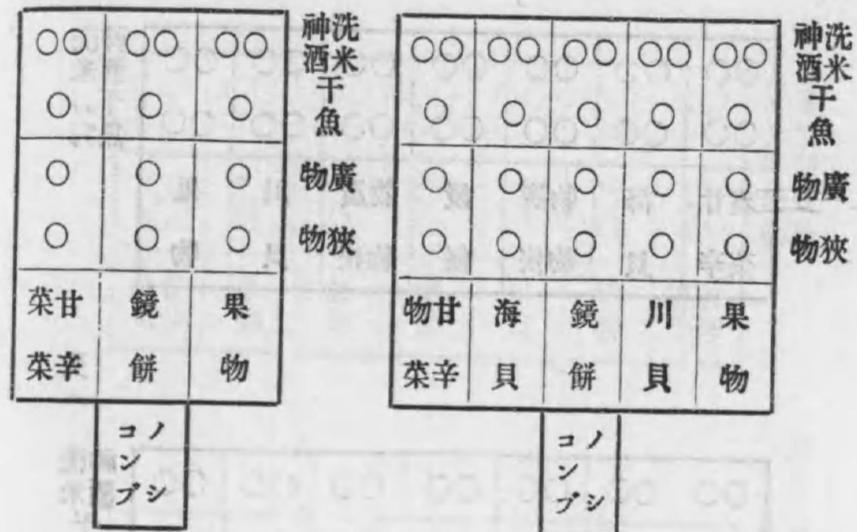


又ハ

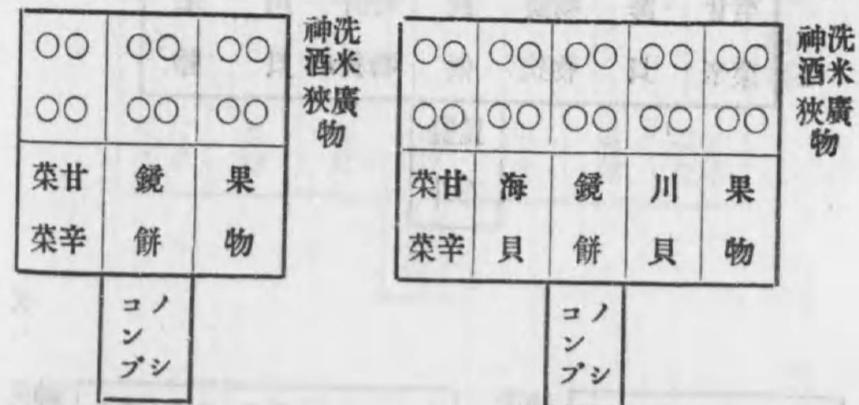


神饌は七柱分にてても五柱分にてても三柱分にてても一柱分にててもよし

又ハ



又ハ



又ハ



新 年 祭 之 御 備

同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
甘菜 辛菜		果 物		昆 布 斗		果 物		甘菜 辛菜

御鏡
折子
福子
洗米
干魚
神酒
廣物
狹物

又ハ

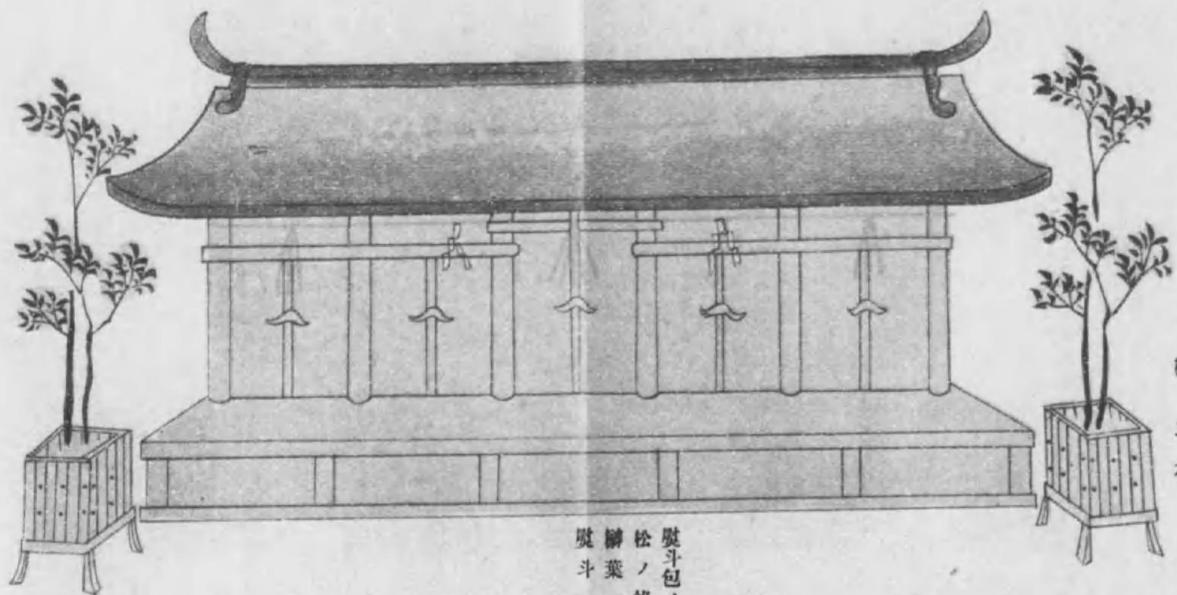
果 物	御鏡 折子 福子	廣物 狹物
--------	----------------	----------

又ハ

洗米 干魚	洗米 神酒	洗米 干魚	神酒
洗米 干魚	洗米 神酒	洗米 干魚	神酒

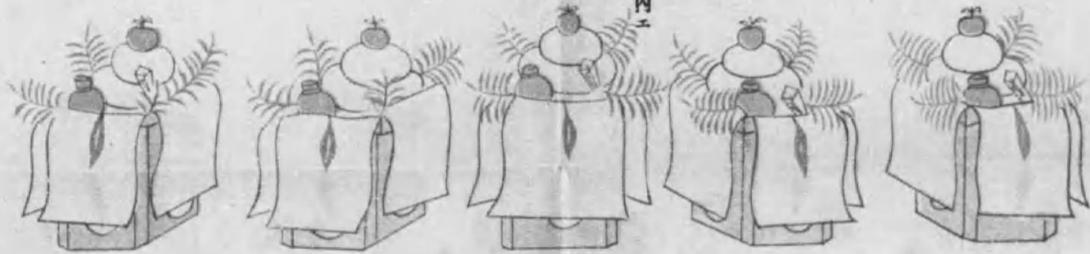
昆
布
斗

七臺にても五臺にても三臺にても一臺にてもよし御鏡
と鬘斗昆布は三日備へつけ其他は毎日備へかふ。又略
すれば廣物狹物は備へ付にてもよし鬘斗昆布は小さく
切て瓦器に一々備へてもよし一々備ふれば毎日備へか
ふ
又略すれば左の通にてもよし中央一臺毎日備へかふる
のみなり
猶前文年祭の處を見合せてすべし



神二本

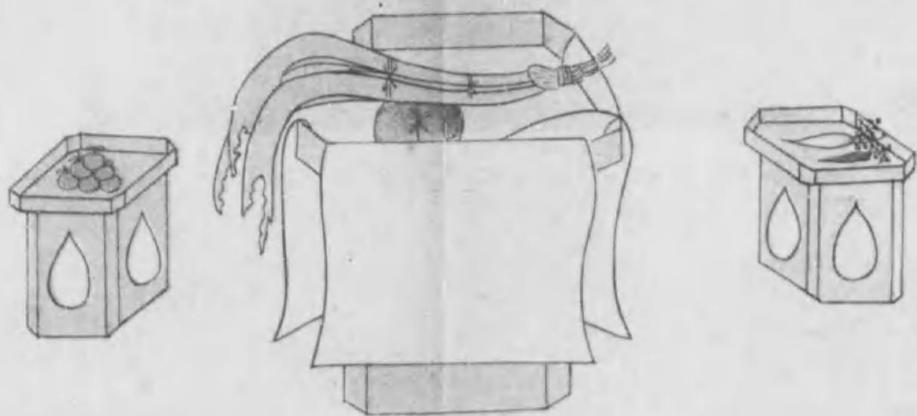
熨斗包ノ内ニ
松ノ緑
柳葉
熨斗
一一



狭廣神洗
物物酒米



熨斗
昆布



年始祭本式供物圖

～ 備御之祭年新

同	同	同	同	同	同	同	同	同	御鏡折子 福包 神酒 洗米 干魚 廣物 狹物
○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	
菜甘 菜辛		果 物		昆 布 斗		果 物		菜甘 菜辛	

果 物	御鏡折子 福包	廣 物 狹
--------	------------	-------------

又ハ
又ハ

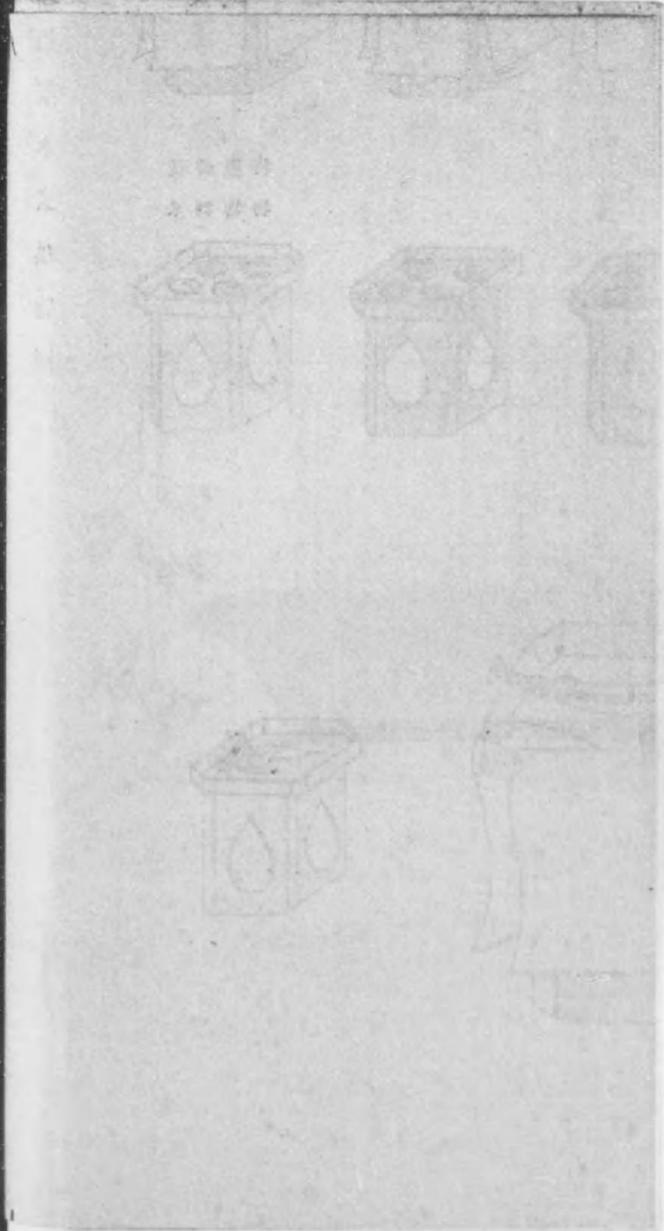
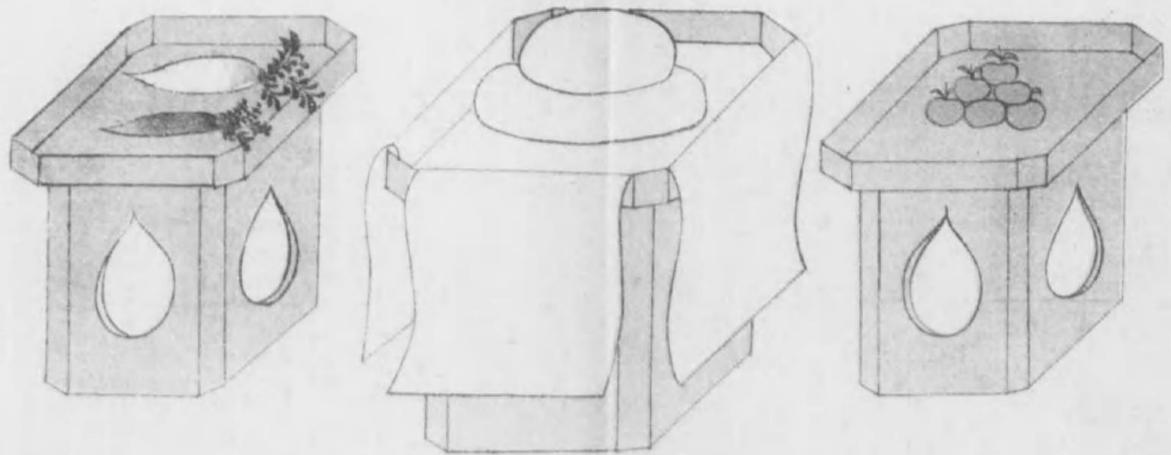
洗米 干魚 神酒	洗米 干魚 神酒	洗米 干魚 神酒	洗米 干魚 神酒	洗米 干魚 神酒
----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

昆布斗

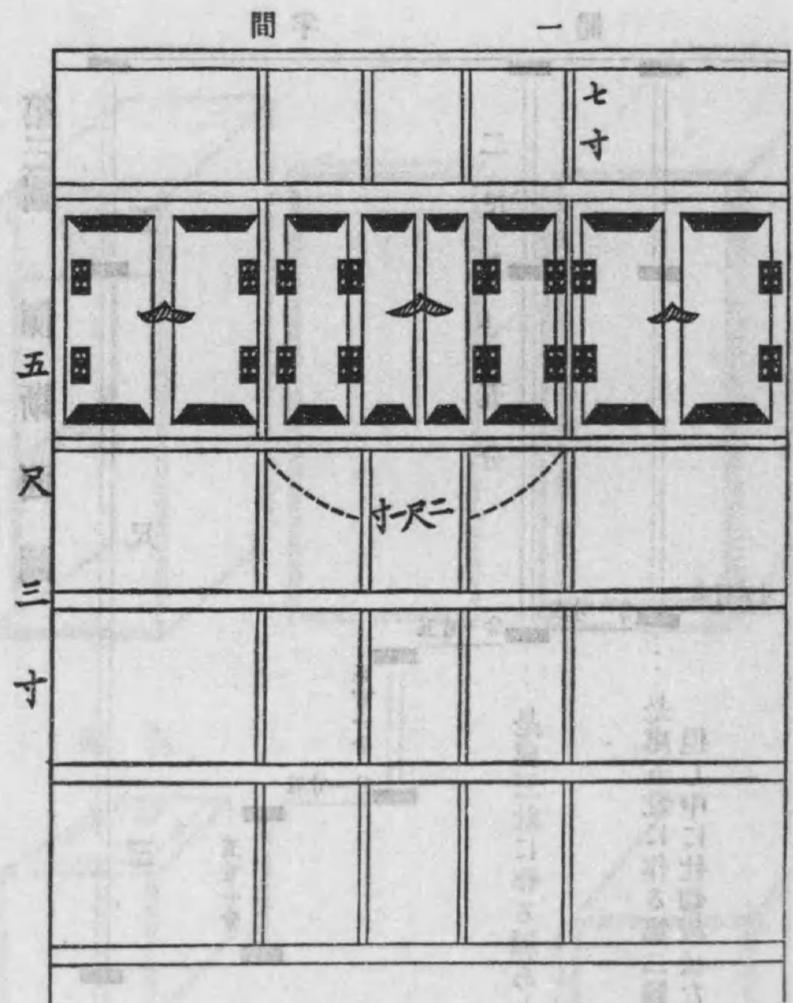
七臺にても五臺にても三臺にても一臺にてもよし御鏡と熨斗昆布は三日備へつけ其他は毎日備へかふ、又略すれば廣物狹物は備へ付にてもよし熨斗昆布は小さく切て瓦器に一々備へてもよし一々備ふれば毎日備へかふ
又略すれば左の通にてもよし中央一臺毎日備へかふるのみなり
猶前文年祭の處を見合せてすべし

5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 11

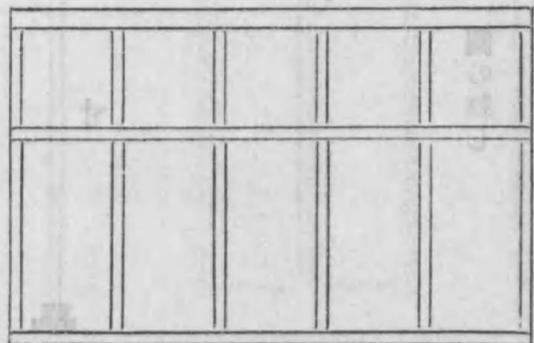
大祭日
本式供物圖



5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9



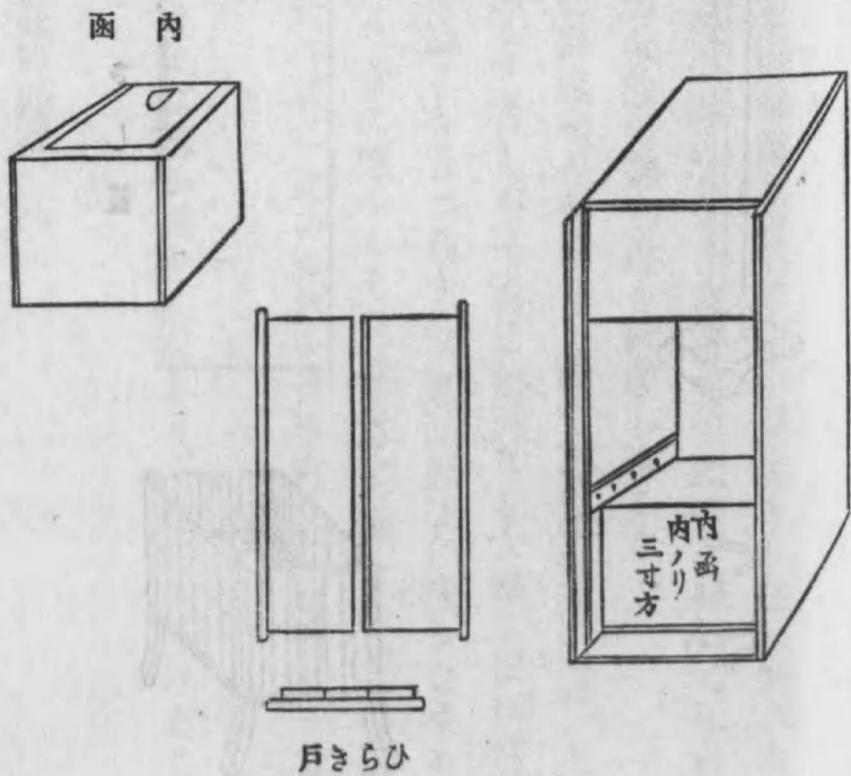
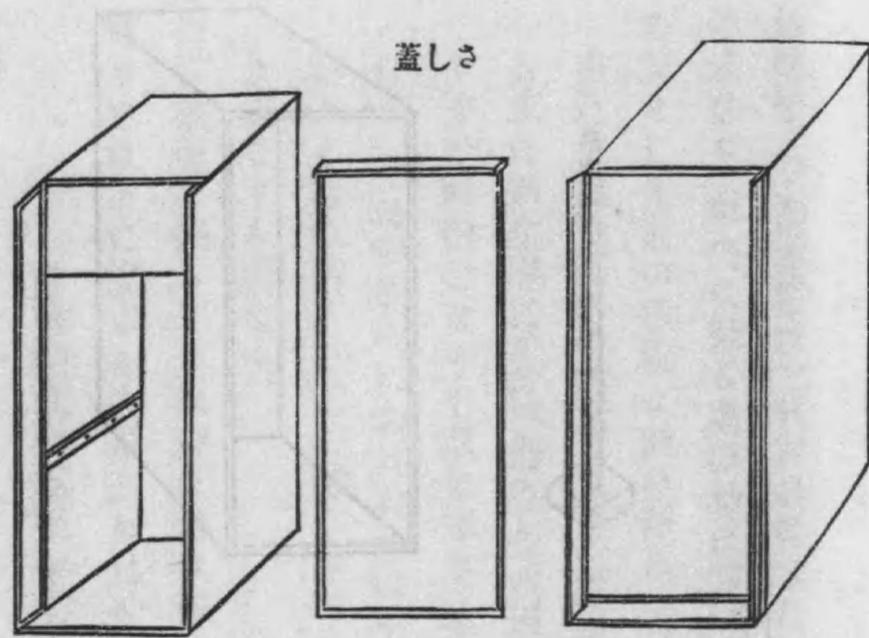
第一圖 神殿正面より見たる圖



第二圖 内陣五社ノ圖

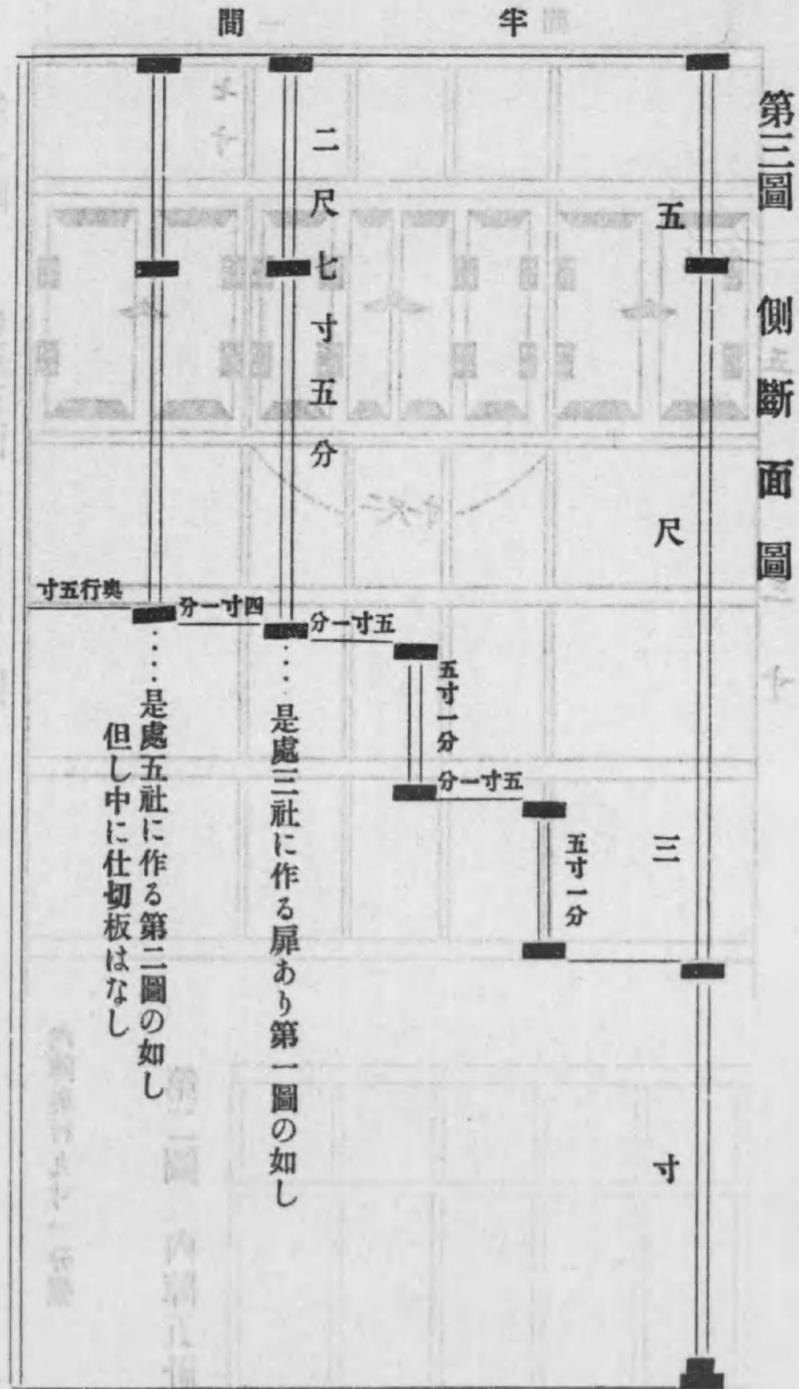
しよもてに社三處此ばれす略し但

内陣奥行九寸一分強



一八九

内陣五社を略して三社にすれば總奥行八寸にてよし寸法は總て鯨尺の事



第三圖 側断面圖

……是處五社に作る第二圖の如し
但し中に仕切板はなし

……是處三社に作る扉あり第一圖の如し

也殿御式本は是

一八九

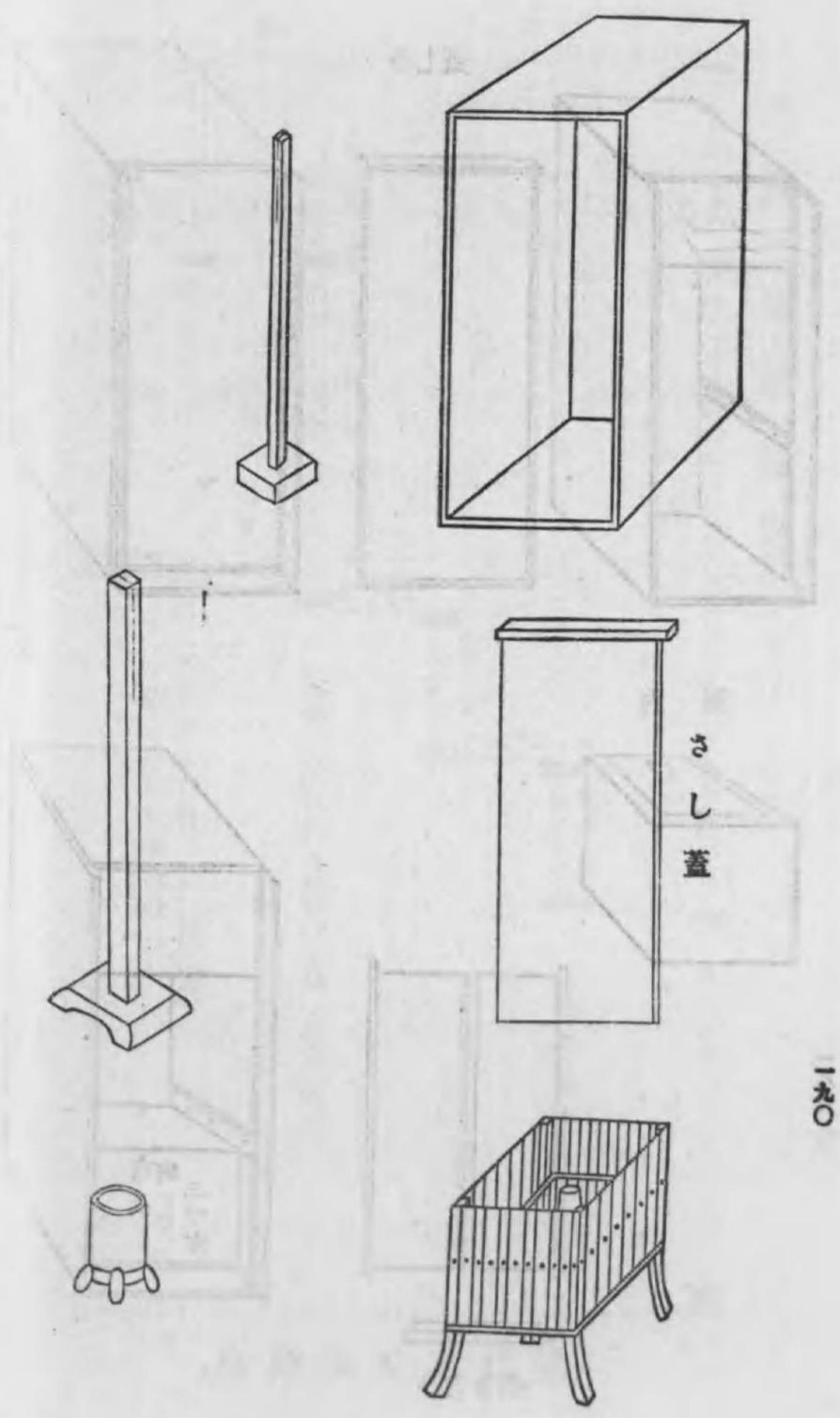
五ノ二 神葬祭式 御靈祭

神葬祭式・御靈祭は、我が身の本たる祖先の御靈を慰安して、其徳を永遠に傳ふるの式なり、中央に祭る處の神は、靈魂守護の神に坐す、朝暮先づ此神を拜して死者の爲めに生前の罪穢を祓ひ淨めて、其の前途の御加護を祈願し奉るなり。

由己止曰く、人の靈事は既に靈魂章に詳述せるが如し、然るを世の宗教説は、人も或は畜生界に生れ、畜生も人類に生るゝ者と云ひ、或は如何なる人靈も祭れば、やがて神明となりて家を守り、子孫を助くる者と爲す等、思ひ思ひに説きなすめれど、そは皆眞理に合はぬ事にて全く事實に違へるを天地造化の神ならでは、誰かよく其の惑ひを正し明らむべき、是れ實に此の神傳を世界古今に比類なく尊き道とする處なり。

故に靈魂を祭ることは神を齋き奉る趣旨とは聊か異なる處あり、此式を受けまく欲りせば下に述ぶる心得方を見るべし。

神葬祭式御靈祭を受くる人の心得



神傳の式を以て葬祭するを、神葬祭式御靈祭と云ふ。

中央に神葬祭の神函あり、左右に百年外の靈函あり其の兩邊に百年内の靈函あり、皆我より右は男子左は女子の御靈なり。

一、神葬祭式の神函は靈魂を教へ導き賜ふ神なり、此神に教へ導きを願ひ靈魂を守護するは神官の職なり。

一、靈魂の函に鎮まるは、子の婦人の腹に孕まるが如し、一應鎮まりて遂には人に生れ出るなり、是れ靈函の大節なる譯なり。

一、先祖より代々の御靈等を祭る趣意は、親ありて子あり先祖ありて子孫あり。則ち我肉体の斯様にして在るも先祖の徳なり、故に其徳を忘れぬ様に、又今より往先其徳盡きずして子孫の榮ゆる様に祭る譯なり。

一、此式を以て今までの葬祭を祭りかふる法あり此の法を行ふ時は、先づ祖先より代々の姓名生卒年月日時及び其性質品行事業嗜好の事物に至るまで委曲調べて簿記を出す。

一、簿記の書法

年號千支 月 日陽曆 月 日時生

幾世姓名 名乗 字

年號 千支 月 日陽曆 月 日卒 若干歳

幾世何某之幾男或は養子實は國所何某之幾男

生子幾男 或はなし

性質

行狀

事業

嗜好

年號千支 月 日陽曆 月 日時生

幾世之室 姓名

年號千支 月 日陽曆 月 日時卒 若干歳

國所何某之幾女或は幾世何某之幾女又は
養女實は國所何某之幾女

生子幾男幾女或はなし

性 質
行 狀
事 業
嗜 好

一、血縁のなき人は同函に祭るべからず、尤札祭は支へなし、札祭は遙かに祭る譯
なり、祭る札に至ては異なることなし、若し御靈祭するときは靈函を別に作る
べし。

一、嫁り又養子に参りし人に子無ければ實家にて靈鎮めし、養家にては札祭す尤血
縁あれば靈祭しても支へなし。

一、此式を行ふ時は、先づ神官の指揮を受けて靈屋を營み神函靈函及び幣串諸の器

具を調ふ神函靈函幣串は調ひ次第本社に出す。

一、願主の年齢を告げ置く願主は戸主たるべし。

一、靈屋の落成を期して式を執行す。

一、式執行の時は七日の潔齋す、潔齋に入る時は願主に報知す、報知あれば願主心
に慎み其三日目には参詣して、式終るまで参籠し御供して歸るべし、

一、参詣の時は鏡餅を持参すべし、神前に一臺靈函に各一臺づゝ五臺又は三臺にて
もよし其の靈數によりて三度分か四度分かなり。

一、式終る翌日神官御供して來り、鎮祭の式を行ふ、鎮祭は午前四時を本式とす。

一、鎮祭の御備は年祭に同じ。

一、遠方にて一日中に御供と鎮祭まで出來かぬ時は先づ住家内の穢なき處に安
んじ、假箱の前に御備へす御備は平日の御備へごほり。

一、御供の途中休息の時も人家の内に假函を持ち込むべからず、路傍の清らかなる
處に置くべし、遠路と雖ごも成るだけは、途中にて宿らぬ様にすべし、万一數日

もかゝる遠路ならば、清らかなる家を借りて穢なき處を祓ひて假箱を安置し毎日御供へすべし。

一、俗家祭式を迎へたる口とは別の口より迎ゆべし、喩へば俗家祭式を立關より迎へたらば神葬祭式は内立關より迎ゆるなり、未だ俗家祭式のなき家も豫じめ心得あるべし。

一、此祭かへをする時は、今迄神葬祭ならば、神璽等其の神官にかへし、佛葬祭ならば佛像等其の寺に返す、其神璽佛像に付きし器物皆夫れに付けて返へす位牌及び位牌に付きたる物は打火にて焼棄つ、尤も今迄の神葬祭は區々にして一定ならざる由なれば、其都合尋ねて取計ふべし。

一、土地も墓所の事也神璽の傳へては土地といふ也 神殿の通り作りかふるを本式とす、今迄の墓石は粉に碎き海へ流すか土地の傍へ埋むるか、又太き石ならば切かへて今度の境石墓石なり神璽にて境石に用ゐても苦しからず。

一、此式を受ければ受けたる書付を出す。

御 受

神葬祭式

御 靈 祭

右私懇願之儀御許容相成

少彦名大神神傳之式に基き 月 日夜より 日まで七晝夜の御潔齋を以て御執行本日御鎮祭被成下候に付ては自今以後諸事御指揮に隨ひ長く敬事可仕依て御請如件

年號 月 日 住所

姓 名 印

神 官 宛

- 一、本社よりも仕出したる書附を渡す。
- 一、此交換の書類は淨筆墨を用う。
- 一、此書類の用紙は皆奉書を用う。

一、信仰せぬ時は本社に、其由を告ぐべし、則ち神官参り神函を御供して歸る、其他皆指揮を受けて取計ふべし書類も夫々返す。

函類 器物

一、神 函 一個

一、靈 函 百年以上 二個
百年以下 二個

一、幣 串 三本
二本

一、板 札 御靈の數程

右調次第本社に差出す、

一、三 方 三個

一、折 敷 十個

右潔齋中参詣の節持参す尤略すれば本社より借用してもよし。

一、神 臺 三個

一、燈 器

一、潮 桶

一、小 机

一、奴 佐 串

一、三 方

一、折 敷

一、瓦 器 神
供用

一、手 桶 洗物用、掃除用、水汲用。

一、竹 筥 洗物入用、瓦器入用。

一、網 杓 洗米入用、干魚類、ノシコンブ洗入用。

一、箒

一、打はらひ

一、ふい巾 三方用、折敷用、掃除用。

右御鎮祭前調へ置くべし。

一、器物 俗家祭の神用と混雜すべからず、又靈屋内にても、神饌用と靈供用とは別を正しくすべし。

靈屋の事

- 一、靈屋を建つるは先づ地祭すべし。
- 一、靈屋境石等北向を好まず。
- 一、靈屋は必ず別に立つべし、住家内に祭るは法にあらず。
- 一、堀立柱 藁葺を本式とす、屋根は平入なり、妻入は神殿の屋根と心得べし、若し妻入なる時は内に平入藁ぶきの社を造る。
- 一、靈屋の造り方は後に圖あり、圖の尺は皆吳服尺也尺を記さぬ處は恰好に作るべし。

一、靈屋の大小は心次第也、但し此圖に因るも恰好を見合せて造るべし。

一、靈屋第一奥は三間に仕切る、仕切は板屏也、床の長さを五つに割り三つを中間とす、神函及百年以上の靈函を納む、左右の間は百年内の靈函を納む、次の狭

き段は櫛臺を置く處次の廣き段は備物する處、次は拜座也、拜座には荒菰一枚をしき小机に奴佐を置く、此廣き段は無くして大机を置きてもよし、拜禮の時は備物の下に荒菰をしくべし。

一、奥の間と櫛臺の段との際に、三つ折戸をつく、此は左に疊む、外扉は左右に傍立を立て兩開にす、是も通例と違ひ左を上閉づ。

一、扉の外は一切金具を用うべからず。

一、靈屋成就すれば能く洗ひ掃除して本社に參詣し御櫛^{ミタカ}を頂戴し歸りて奥床の中央に立て置べし、尤直ちに神官を招待して清祓するを本式とす、此清祓は鎮祭と同時にしてもよし、其時は前に掲げたる如くすべし。

一、三つ折戸より奥は年祭の時神官掃除す三つ打戸の外は毎月祭ごとに掃除すべし、三つ折戸より奥は一間毎に水をかへて掃除す、心を付けて手傳ふべし。

三つ折戸の外^表面及其上下を一つ水にてふく、櫛臺の段より下備物する段まで又一つ水にてふく、人の踏む所は又水を別にすべし。

- 一、屋根替の時は神函、御靈函皆な假箱に納め便宜の處に遷座す此時は神官を請待すべし、略すれば主人手づからしても苦しからず、手づからする時は先づ禊ぎし清らかなる衣類をつけ參殿着坐先づ手を拍ちて神函を拜しおじぎして男子の靈函を拜し、又おじぎして婦人の靈函を拜し了つて手を拍ち、先づ神函を假箱に遷し假箱の前にて又拜し次ぎに座に返り、おじぎして右の百年以上の靈函を遷し假箱の前にて拜し次ぎに又座に返り左の百年以上の靈函次ぎに右百年以下の靈函次ぎに左り皆式上に同じ、幣串及び札に至るまで元の通りにうつし假箱の蓋を閉ち便宜の處に遷坐す。
- 一、屋根替竟りて正遷坐す此時は是非神官の遷坐式を要す、手づからはすべからず。
- 一、火難ある時は蕙様の者を濕し、屋根に打かけ置くべし、到底遁れがたき時は假箱に納め、便宜の處へ遷坐す、假箱も間に合ぬ時は手に手に持ち出づべし、百年内の御靈函を最も先きに出す、万一間に合はぬ時は神函は焼けても苦しからず、御靈函は火を踏みても出すべし。

土地の事

- 一、野か山かを新たに土地にする時は地祭す。
- 一、境は石を四角に回らし、内に土を盛り、中央に木を植ゆ委しくは後に圖あり。
- 一、四角に廻らしたる前石の前面に
姓名生卒年月日時及肩幅をとりおきて記す。
- 一、中央に植うる境木は松杉檜桐等神社人家必要の木を植えず、果木をも忌む、太りの遅き木も好ましからずよく考へ合せて植うべし、枯るれば幾回にても植えかふべし。
- 一、境木のさしわたし肩の度りに満つれば法の如くし事了つて地祭す、此地は再び土地にすべし、耕地宅地にはすべからず。

式略之祭年

饌炊	米洗	米洗	米洗	饌炊
酒	酒	酒	酒	酒
物廣	/	物廣	/	物廣
物狹	/	物狹	/	物狹
鏡	/	鏡	/	鏡
餅	/	餅	/	餅
果	/	果	/	果
物	/	物	/	物
菜甘		菜甘		菜甘
菜辛		菜辛		菜辛
		昆熨		
		布斗		

「之を三臺づ、備へあとは一臺にてよし」

饌炊	洗米	饌炊
酒	酒	酒
生魚	生魚	生魚
果	果	果
物	物	物
		昆熨
		布斗

毎月祭 畧式

式本之祭年

饌炊	米洗	米洗	米洗	饌炊
酒	酒	酒	酒	酒
同	同	同	同	物廣
前	前	前	前	物狹
同	同	同	同	鏡
前	前	前	前	餅
同	同	同	同	果
前	前	前	前	物
同	同	同	同	菜甘
前	前	前	前	菜辛
		昆熨		
		布斗		

此分三臺づ、

式略大祭年

饌炊	洗米	饌炊
酒	酒	酒
生魚	生魚	生魚
同	同	鏡
前	前	餅
同	同	果
前	前	物
		昆熨
		布斗

平日

備物の事

本式

折敷	(三方)	三方	(三方)	折敷
炊饌	洗米	洗米	洗米	炊饌
干魚	干魚	干魚	干魚	干魚

此分三臺づ、備ふるとす

畧式

キシオ	方三	キシオ
炊	洗米	炊
饌	干魚	饌

大畧式

キシオ	方三	キシオ
炊	洗	炊
饌	米	饌

毎月祭本式

饌炊	洗米	洗米	洗米	饌炊
酒	酒	酒	酒	酒
生魚	生魚	生魚	生魚	生魚
果	果	果	果	果
物	物	物	物	物
		昆熨		
		布斗		

此分三臺づ、備ふるとす

年始祭本式

同前	同前	同前	同前	鏡餅 折子 福包子
同前	同前	同前	同前	鯛
同前	同前	同前	同前	果物
同前	同前	同前	同前	菜甘 菜辛

鏡餅より甘
菜辛まで
一筋三臺づ

折子
コシ
橙子

鏡餅より甘
菜辛まで
一筋三臺づ

右三十一日に備へ三日の夜撤す

此分三臺づ、	饌炊 酒	米洗 酒	米洗 酒	米洗 酒	饌炊 酒	此分三臺づ、
--------	---------	---------	---------	---------	---------	--------

此一連は毎日備へるかふ

年始祭略式

二〇六

鏡餅	鯛	果物	菜甘 菜辛	果物	菜甘 菜辛	果物	菜甘 菜辛	果物
同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前
鯛	鯛	鯛	鯛	鯛	鯛	鯛	鯛	鯛
果物	果物	果物	果物	果物	果物	果物	果物	果物

昆
布斗

年始祭大略式

鏡餅	鯛	果物	菜甘 菜辛	果物	菜甘 菜辛	果物
同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前
鯛	鯛	鯛	鯛	鯛	鯛	鯛
果物	果物	果物	果物	果物	果物	果物

昆
布斗

- 一、御靈の數程備ふるが本式なり、次には世代の數程備へてもよし、されども代數多き家は届き兼ねる譯なれば是を通例の本式とするなり。
- 一、魚類は頭を右^我に腹を前^我にして備ふ廣物を神前にし狹物を我前にし腹を向き合するなり靈前には頭を左にすべし、腹を向合することは同じ。
- 一、野菜は葉を左にし、甘菜を神前に辛菜を我前にす、靈供は葉を右にし甘菜を奥とし辛菜を口とするは前に同じ。
- 一、鏡餅は下に四方に紙を敷く其他は何もしかず。
- 一、熨斗は東ねの方を右^我にす、昆布を上^我に置く。
- 一、年始祭の時は皆絃葉諸向をし但神饌はしかず。
- 一、神饌は奥にても際^我にても都合よき處に備ふ年始祭の時は福包みの内米熨斗昆布本俵榎實栗タヅクリ奉書にて包み金引かけく、る此金引は水引の代り也、水引には穢物付きたり故に金引を染めて用ゐるなり。
- 一、折熨斗は奉書にて折り金引かけ、松の緑柳葉をさす。

一、當日俗に云ふ
神月命日神函に毎月祭の通り、其御靈に毎月祭の通り一備へ備ふべし。

一、年祭の時一年祭五年祭十
年祭などを云ふ神函に年祭の通り其御靈に年祭の通り一備へ備ふべし。

一、年祭と毎年祭と合せたる時は御靈の數程備ふれば別に備ふるに及ばず、數程備へざれば別に一備へ増して備ふべし。

一、御備へする時は、先づ禊きか浴あみかして着物を着かへ、覆面かけ洗ひ物し、洗ひ物は皆仕廻に清め水をかく、清め水はすべて三度づゝなり、め清水かくる時より、すべて手を障らず、瓦器を洗ふも、三方に並ぶるも皆箸を用う、三方折敷は毎度ふき瓦器とふい巾は毎度洗ふ。

一、皆よく調ひて潮にて清め、手を拍ちて備へにかゝる、謹みて神饌を備へ手を拍つ是は坐するに及ばず、次に百年以上の靈供右我を備へをじぎ次に左を備へをじぎ次に百年内の靈供右我を備へてをじぎ次に左を備へてをじぎ、了つて座につき潮にて清め、奴佐にて祓ひ平手を拍ちて神函を拜しをじぎして右男を拜し、又をじぎして左女を拜し清祓の詞を申し上げ、手を拍ちをじぎ前の

通りして退く。

一、撤する時は先づ平手を拍ちて神饌を撤しをじぎして靈供を撤す、すべて備へる時の如し、此時は覆面に不及。

一、神饌の下りは穢なき人賜はるべし。

一、靈供の下りは海川へ流すか、木の根に埋るかすべし。

一、神饌を作るは忌穢の人一切障るべからず、家の内に忌穢のなき人居ぬ時は御備へせず最初に忌明の人ある日より其人御備へす、尤も忌中の火を食べた迄の人は御備へしても苦しからず。

一、靈供を作るは忌中の人にも差支へなし、尤も月水獸肉穢の人は遠慮すべし。

一、鏡餅は禊きか浴みかして衣類を改め釜セイロウ白杵杓子棒揉板其他の器物を能く洗ひ清め米を清め水三度かけ、セイロウにもる、是等皆覆面手を障らず白には七五三繩を張り先づ潮桶を持參して白を清めて春きかゝり揉板も潮にて清めてもむ杓子にて切り分け杓子にて揉む付粉を拵ゆるも皆三度の清め水よ

り後は一切手を障らず、水囊も指を用うべし、馬尾を用ゐるべからず。

拜禮の事

先づ潮にて清む。

次ぎに着座。

次ぎに奴佐、平手、奴佐、神函を拜。

次ぎに奴佐、をじぎ、奴佐、男靈を拜。

次ぎに奴佐、をじぎ、奴佐、女靈を拜。

次ぎに祓ひ、祓ひ清むる淨めて清むる祓ひ賜へ清め賜へ。

次ぎに奴佐、平手、奴佐、神函。

心にて道志留倍大神と唱へ先祖より今日まで過ぎにし人の清まらずして居る御靈は我上ぐる祓ひに道知倍神の御加護を受くる様願ひ奉る。

次ぎに奴佐、をじぎ、奴佐。

次ぎに奴佐、をじぎ、奴佐。

心にて先祖より代々親族家族の御靈迷はぬ様に世の中の事は我等受け持ちてする故心配なしに御靈代に鎮る處を志を以て申し述べ、人に得云はず、又云ひ置きもせず、忘るゝにも忘れられぬ事あらば道志留倍大神の御心に御すがり申して夫れを思ひわけとして忘るゝ様申し述べ。

次ぎに奴佐、平手、奴佐、神函。

次ぎに奴佐、をじぎ、奴佐、男靈。

次ぎに奴佐、をじぎ、奴佐、女靈。

次ぎに退出

一、神官祭式を執行する時は、初發より終りに至るまですべて祓を上ぐ、尤も長歌を誦む時と祝詞を上ぐる時は止めて靜かに聞くべし。

一、土地参り参の時は潮桶桶しでつきを持参し土地を清め神は土地に立て、歸る。

一、拍手拜其處を守る神等を拜する也死体を拜するに非ず。

靈祭之事

葬日より數へて

一、三日祭

滿三日を云ふ
以下之に倣ふ

靈函の内蓋をたつ

一、五日祭

外蓋をたつ

一、十日祭

板札をかく

一、十五日祭

新御幣をかく、土地の竹七五三を立てかふ
舊の御幣及び竹七五三は三十日の時土地にて焼く

一、二十日祭

一、三十日祭

標木竹七五三を除き、境石を掃う此事十五日祭にするもよし
十五日にすれば後の竹七五三に及ばず標木竹七五三は土地にて焼く

死日より數へて

一、五十日祭

一、百日祭

一、一年祭

一、三年祭

一、五年祭

此靈祭了つて屋新掃す、此屋新掃は其日にても又程へてもす、尤も神殿の葺は此日はづして掃除すべし、
此屋新掃は忌かハリの人故も仕廻の時するが本式なり、兄弟ならば五十日祭、祖父母ならば三十五日を了
りてするなり、此の屋新掃をして神殿の備へを始むるが本式なり、この葺は土地參の時持參して焼くなり。
滿一年を云ふ以下皆倣之。

一、十年祭

一、十五年祭

一、二十年祭

一、三十年祭

一、五十年祭

一、百年祭

百年未滿は死日を祭日とす百年より生日を祭日とす。

境木を伐抜き中の間を用ゐて札を作り石は近處に片付け残木は伐跡にて焚く物に用はれぬ様に焚き盡し、竹立七五三繩はりて地祭す急に焚き盡しがたき時は火を傳ふるを見て靈屋に行き新札を函の前に立て靈祭し畢て函に納め舊札は焚き翌日になりても境木やけ盡きて後地祭す片付けし石は再度境石に用う他用にせず、さて境木をかくするは他の物に用うまじき爲めの法なり、靈屋靈函等都て葬祭に係る者は此木にて作るが本式なり、但神函と其幣には用ゐず。

境木の直經肩巾さ等しくなれば百年未滿にても諸事滿百年と同じ、

△問祖母氏の如きは死日は三月二十三日生日は九月三十日也、百年祭より生日を祭日とすと云ふ時は、前年の九月三十日に祭らんか滿百年の九月三十日に祭らんか。

○答滿百年の三月二十三日にも祭り九月三十日に至り諸事法の如くして祭る如此せばよかるべし。

一、二百年祭

二百年祭滿ちたるは札を焼く、尤も最初に二百年滿ちたるをばやかず其儘におき次に滿ちたるをば焚き其灰を墨汁に和し用ゐて初の札に舊の如く細かに書き加ふ、其札書きき遍ごきは又一枚存しおき次に此に附書す、子弟の年期先きに滿ち祖考後に滿つるが如きは子弟の札をやきて灰をとり別に札書を寫し其の寫しと灰を藏しおき祖考の滿期を待ちて法の如くす。

一、三百年祭

一、年祭の時は前夕より火を淨め、主人は別火物忌す、年々の大祭にも如此するが本式なり、之を略するも心次第なれども心得てすべきなり。

一、年祭の時は土地に三五三繩張る、境石の回りに一つ土地の惣構へに一つ、此三五三繩は前夕に張りおき祭禮了りて夕方にこり土地にて焼く惣構の分は略してもよし。

一、差支ふることありて靈祭を延ばすごきは、五日か十日か十五日か二十日かご様に五日を一切として支へなき迄延ばす、之を五日十日に割りて延ばすご云ふ。

一、年祭には札幣串を作り替ふ、尤も略してもよし。

一、遠祖の忌日を月月の小祭日ごし、其忌月日を一年大祭日ごす。

一、忌月日を俗云詳其靈の忌日ごして御備へす、此時は教職を請じて拜むが敬の至りなり、略するもよし。

一、年忌祭あれば其年の大祭を畧してもよし、年忌祭幾つもある時は別々にするが本式なれども、取り併せて一時にするもよし、喩へば三月ご十月ごにあらば十月に併すべし三月には併せず、三月の祭日を五日十日二十日ご様に五日一切ごして延ばし、丁度十月の祭日に直る時は併せてよし直らぬ時は併せられず。

- 一、靈祭の時は親類の人を招くべし。
- 一、大祭の時は靈屋の内外の三五三繩を張りかへ備へ物の下に荒菰を布く。
- 一、年始祭の時は大ジメ及び三つ折戸の上のシメ繩を張りかへ草を挟む、草は弓絃葉諸向なり、此のシメは十二月三十一日に舊ジメをこりて張りかへ、三日の夜おろして通例の新らしきシメに張りかふべし、さて此のシメも皆焼きて流す此張りかへを畧すれば小きシメを作り、草を挟み大きシメ繩の上に添てかけてもよし、又畧すれば小きシメを三方に備へてもよし。

新 葬

- 一、神殿の扉を閉ち菰を覆ふ是は穢なき人即時に行ふべし、尤も神殿の間別に取りたる家は其間を閉ち切り菰を覆ふに及ばず。
- 一、教職に告げて葬式の刻限等を謀る。
- 一、教職の賄方は穢なき人を撰みて置くべし。
- 一、死體の肩巾を度り置き忘れぬ様にす。

一、喪家速かに火を切り替ふべし、此時は徑行婦人他の忌掛り他の穢の人を拂ひてすべし。

一、喪家門外竹立て三五三繩張る、此竹三五三は満十日の後こりて三十日祭の時土地にて焼く。

- 一、喪家及び忌掛りの人は物忌なるが故に酒を飲まず、魚をも食はず、魚は膳上に供ふるのみ、其日数は忌の日数が本式にして、之を畧するも心任せなれども重きを十日輕きを三日より減ずべからず、重きとは父母輕きとは兒子の類を云ふ。
- 一、人の靈魂は修行の爲め、人間に出たるにて竟には神明となる者なり、されば亡骸は遷座跡の神社の如く他の穢物と異なれば縁者の受くる處も亦他の穢と同じからず、我が血肉の一部分の廢れたるを以て慎しむ譯なり潔齋の如し唯神用を遠慮するなり忌穢の事は後にあり。

一、喪家の内凡て酒を飲まぬが本式なれども、大工日傭など折骨者に給するは格外なり。

一、忌中は他人の火を食する事、又他人に火を食せしむる事を慎しむ、若し他人に食事さする事ある時は火を別にすべし、他人は忌のなき人を云ふ。

一、忌のなき人には魚類をつくべし。

一、招魂の際家内清肅なるは魂鎮まるの兆也、紛雜なるは鎮まらざるの兆也、宜しく内外肅然走らず呼ばず、人々戒慎教職の拍手を聳聽すべし、喧擾紛雜して教職の視聽を攪し靈魂の清恬を妨ぐべからず。

一、葬は人の大事然して其事たるや靈魂を鎮むるなり亡骸を藏すなり。

阿伎良曰く蓋し死体は宮社也靈魂は神核也、亡骸を藏す固より輕からず、而して葬式の重き實に靈魂を鎮むる一事にあり夫れ靈魂所を得れば幽界清靜所を得ざれば靈魂沈迷す豈に幽界清靜にして顯界蕭騷子孫多難なるの理ならんや、靈魂沈迷すれば子孫に繋援す繋援すれども救ふ事を知らざれば崇咎日に至る、猶ほ人の飢寒にあひ親族に哀求し、親族顧みされば或は憤懣して妨害をなすが如し、此の故に靈魂を鎮むるは幽を清むるの法即顯に福するの道なり。

一、死体を見れば穢也屏風を周らすか、衣服をおほひて教職の視に觸れぬ様にすべし、教職穢るれば神明受け給はず、神明受け給はざれば靈魂を鎮むるに由なし、死体の檢視をすることある時は、教職の副檢視し、長招魂すべし。

一、死体ありし間は七日の間穢なり七日七夜開放して風を入るべし、本式は其室を焼棄つ、焼く所は川原か海邊かをよこす。

一、死体は洗はぬが法也出物あらば拭ひて着がへのみする事と心得べし、尤も遺言に因ては洗ひもすべし、其湯水は穢也、舍内に捨つるを忌む、屋敷内の人の踏まぬ處を考へ荒菰をしき其上に汚れし湯水を棄て又荒菰をおほふ荒菰を隔つれば御照を受けても苦しからずとす、荒菰朽ちたる時は穢れも清まりぬと知るべし。

一、死体に付きし者は荒菰に包み土地に埋む、焚くもよし、疊は焚き棄つ。

一、死は生の反也衣服裏かへし左むねにすべし。

一、男子の服は淨衣よかるべく袴は差貫指袴白にても淺黄にてもよかるべし、女子は淺黄の眞服よかるべく袴赤よかるべし、下着は皆白衣なり、男女とも面をおほふ頭には何もなし。

一、衣服などの準備畢て教職の至るを待つ、此間身近の者柳を持ち屏風の周りに居て祓をなす。

祓ひ清むる清めて淨むる祓ひ賜へ清め賜へ。

一、潮持ち門外にて教職を待ち受く爾後舍内路上常に往先を清む。

一、招魂畢て棺に納む棺に納めては長く留むべからず、待つことある時は不納して待ち盥に蒲團を敷きて坐らせ病中の臥具を以て轉けぬ様にす、石灰水等を塗るか豫防の方もあるべし。

一、棺は坐棺横口の匣を用う、上より納むるはよからず。

一、棺の詰草は綿茶切藁扱柄などよかるべし。

一、棺は麻か木綿にて包むもよし包まぬもよし、屋根あるもよし屋根なきもよし。

一、愛重せしものをは整頓し置きて棺前に持ち行くべし、貴きは劍様の物弄物は三

絃様の者まで幾品にてもよし、一品を一人して持つべし。

一、血縁の者又志ある人送りたき品あれば何品にても棺内に納む。

一、順 序

先づ諸事支度畢つて教職の至るを待つ、次に潮持教職を案内して入り教職靈屋に至り靈函を持って招魂臺の前に進む。

招魂臺は死體の正面におく荒敷をしき前に教職の座の菰を敷く是は靈屋に入りし間に支度し置くべし。

次に教職招魂す一統座を定て靜かにして居る可し。

次に招魂畢て教職靈函を靈屋に納め御備へして御祈念す。

此間に死體を棺に納めて血縁の者及志ある人別をなす此時各送りたき品を納むるまで我前を潮にて清めてなじぎす、是は子あれば子、親あれば親血の最も近き者する也、此のなじぎをして一統座をなじぎす。

豫て死體の守護人を定めおくべし、此戸を開け戸を閉ぐる皆守護人の役なり、閉づる時は都合を見合せて閉ぢ閉ぢて又一統をなじぎし釘どめしてさて昇臺にのせ荒敷二枚を壁に掛けて掩ふ。

次に出棺、出棺は日中を忌む直上よりの御照を恐る、也已前未後にす可し。

喪 家 用 意

一、招魂臺

高さ人の座したる肩位



二三三

招魂臺の下に敷く
入用穢物包む入用

棺覆ふ入用
神官の座用

一、荒 菰

一、鼻 臺

一本長さ九寸 巾廣さ恰好にす

一、棺

後ろに小さき穴を二つあけ死體の帶のあたりより金引か
け穴にさほし後ろに結びこけぬ様にするもよかるべし。

一、靈函の假臺

厚さ板四寸角に作りてよし



松四寸角 劍先にせず高さ四尺

檜 六寸の内劍先にす 一寸八分

土地入用 四本
門前入用 二本

一、忌 竹

一、三五三繩

足付よし

一、御備への覆ひ

函を伏せて覆ごす。

一、潮 桶

一、靈屋の神饌

此拷へ穢なき人すべし

一、靈 供

洗米にても飯にても團子にても魚にて
も何にても一品其人の好きの品よし。

一、机

招魂臺の前の用



高さ七寸
幅見合

一、奴佐串

同前

ソリ目三寸長九寸

丸ク作ル凡ソ母指ノ太サ

一、幣 串

二ツ



ソリ目三寸長九寸

幅七分厚四分

出棺行列

一、棺を持つ者は看板を着る、装束は神用に支へあり遠慮すべし看板は俗に用ゐる
駕籠かきの着るものと同じ。

一、野送りの人忌掛り男は、白衣、白帶、白麻上下、深笠、草履、髪は下げ髪、引裂紙
にて括り、女は白衣白帶、水色の被き、草履下げ髪、引裂紙にて括るさし物なし、
老若共におなじ。

二三三

- 一、神官の提灯は仕出す社より持参すべし。
- 一、嫡子は幣帛を持つ嫡子なければ喪主たる人持つべし。
- 一、教職忌掛皆榊を持つ忌掛は喪家の火を食せし人を都て云ふ榊を持つは身近の者程にして他は畧するも可ならん。
- 一、教職は幾人にも潮桶の次ぎに居る。
- 一、教職の次なる家來は前行を整ふる職なり。
- 一、火は手火にても提灯にてもよし、夜ならば火か晝ならば旌か尤も旌はなきもよし、火は此二つに限らず。
- 一、潮桶は淨むる物なり葬式に用ゐしとて汚るゝ理なし、持ち歸りて靈屋の用に用うるも舍内を淨むる事に用うとも妨なし、唯神用には用ゐず、焚きすする固よりわろからず。
- 一、教職の座の菰土地の三五三繩忌竹饌菰包等忘れぬ様に支度して持ち行くべし。

土地の都合

- 一、先づ棺上の荒菰をこりて一枚を穴の底にしき、棺を其上におき、菰包みを側におき一枚の荒菰を棺の上におほふ。
- 次ぎに喪主の御幣を教職こりて棺の上に置しむ。
- 次ぎに諸人の榊をこり集めて前の様にす。
- 次ぎに石を一つ其上におく、夫より段々埋む畢て竹立て三五三繩ひき中央に標木をたつ。
- 次ぎに教職の副饌を備ふ。
- 畢て教職の長標木の前に座し拍手拜埋葬の詞を奏し祓の詞を唱ふ。
- 畢て拍手拜座をたつ。
- 次ぎに副教職以下代るく出て拍手拜。
- 次ぎに喪主以下代るく拍手拜。
- 畢て一同退き歸る。
- 一、饌と土器は土地に埋む、臺と蓋はおきて忌の間毎日御備へす、此御備へ土器

も埋む、日數畢て臺蓋は焼く此の御備への日數畧するも心次第なれども、重きを十日輕きを三日より減ずべからず、十日とは十日祭までを云ひ、三日とは三日祭までを云ふ、此の後は年忌の祭にも土地の備物なし。

一、昇臺は土地に置き後に他物と同時にやく、持歸るも苦しからず。

一、土地より歸り靈屋に至り禮儀をなす、拍手拜すべて靈屋にての拍手は道志留倍神を拜する也、拜則靈神を拜するなり。

一、潮持教職を前導し歸りて遍ねく家の内を淨む。

一、葬後 孰れも水滌か湯あみかするがよし。

一、土地参りは忌の日數するを本式とす、之を畧するも心次第なれども、重きを十日輕きを五日より減ずべからず。

一、土地参りの時は、備へ物と潮桶神して付を持参し土地を淨め神は土地に立て、歸る、此神は竹じめと同時にやく此後も土地参りの時は常に箇様にす、備物の事は前にあり。

一、土地は死体を隠したる處にて魂の在る處にあらず、故に土地参するは、祓ひ清めに行く儀なり、拍手拜するも其處を守る神等に祓ひ清めを願ふ儀なり。

御靈鎮の事

一、迷ひ魂ある時は御靈鎮めす。迷魂とは俗に所謂 怨靈死靈の類なり

一、此式を願ふときは、先づ其生卒年月日時及び行狀性質且つ臨終の情狀崇咎の由來等委敷調べたる書付を出すべし。靈函は下に圖あり。

一、御靈代は百年内の靈函に同じ、幣串板札皆同じ、其外に假函あり是は松にて作るべし。

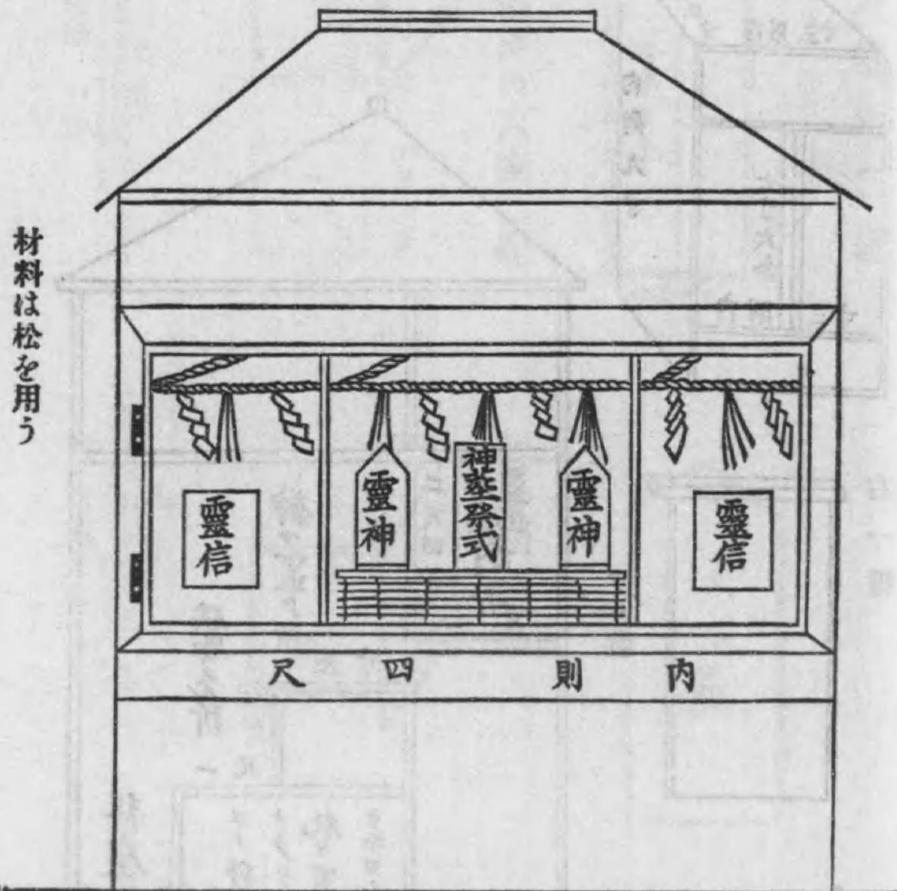
一、御靈代を置く處は家の内の穢なき處に棚をつる。

一、靈前には毎日御備へす、毎夜燈を点す。

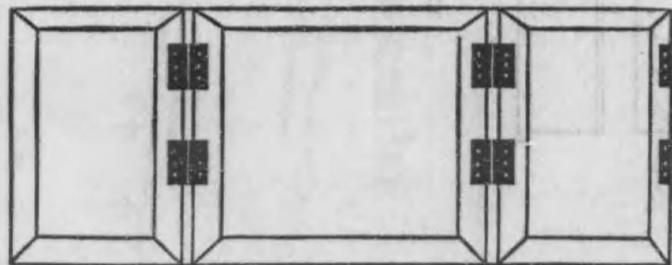
一、平日の御備へ炊饌干魚、干魚は畧してもよし。

一、毎月の忌日には能く掃除して御備へすべし、御備は干魚を生魚にかへ御酒を添へて備ふ。

靈屋の圖
正面



二二九



三ツ折戸

一、鎮祭の御備へは炊饌御酒生魚、鏡餅、果物、甘菜外に其人の生前好みの品果物、甘菜辛菜は略してもよし。

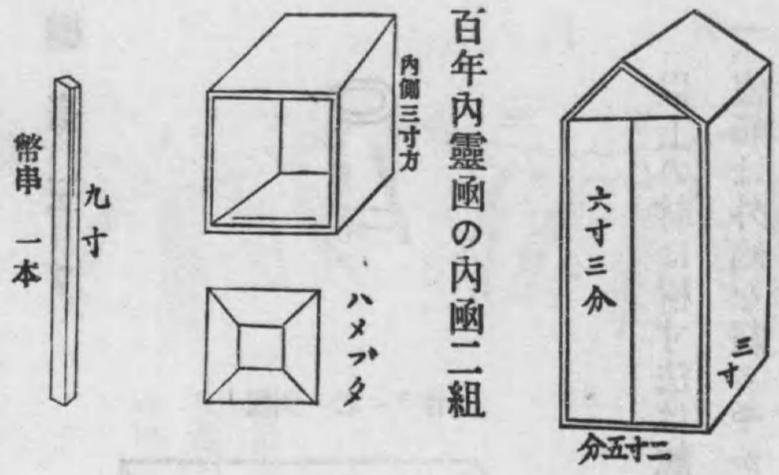
二二八

一、年祭してもよしせずともよし主人の心次第也。

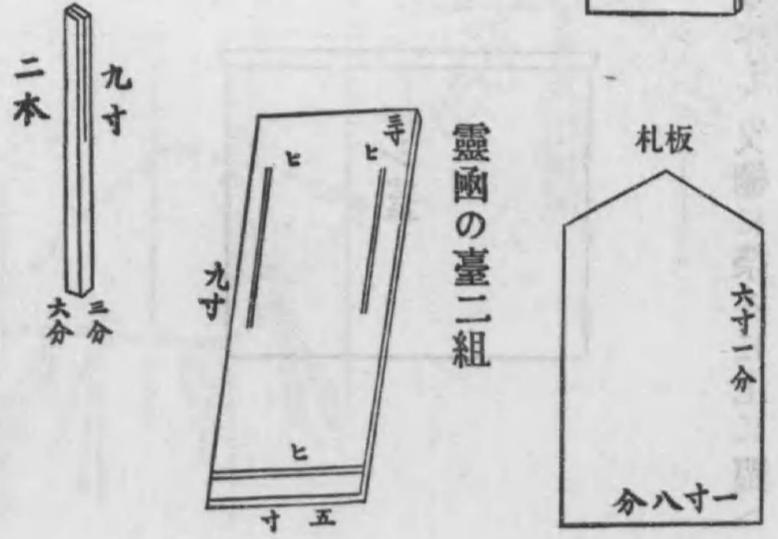
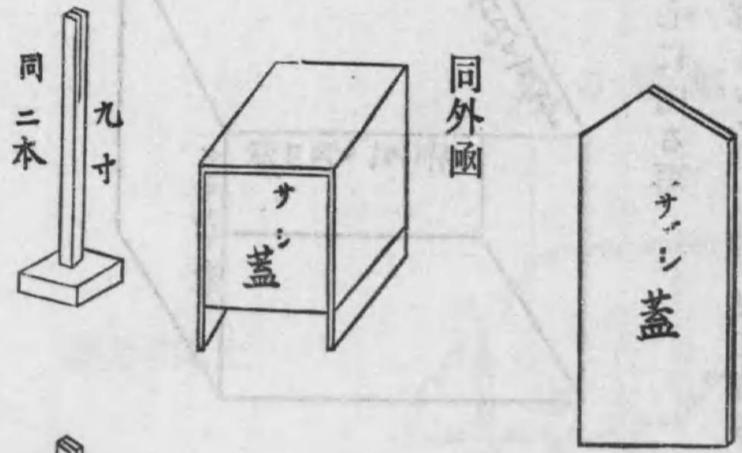
一、此式は其家にて本社にても出来るなり。

一、御靈鎮めしては神官時々参りて祈念す。

一、御靈鎮めしては百年の間祭る、百年満つれば御靈代を本社に收む、尤も血縁の人は同函に祭るこそ支へなし、然る時は先きの御靈百年に満ちても收めぬ事あり。



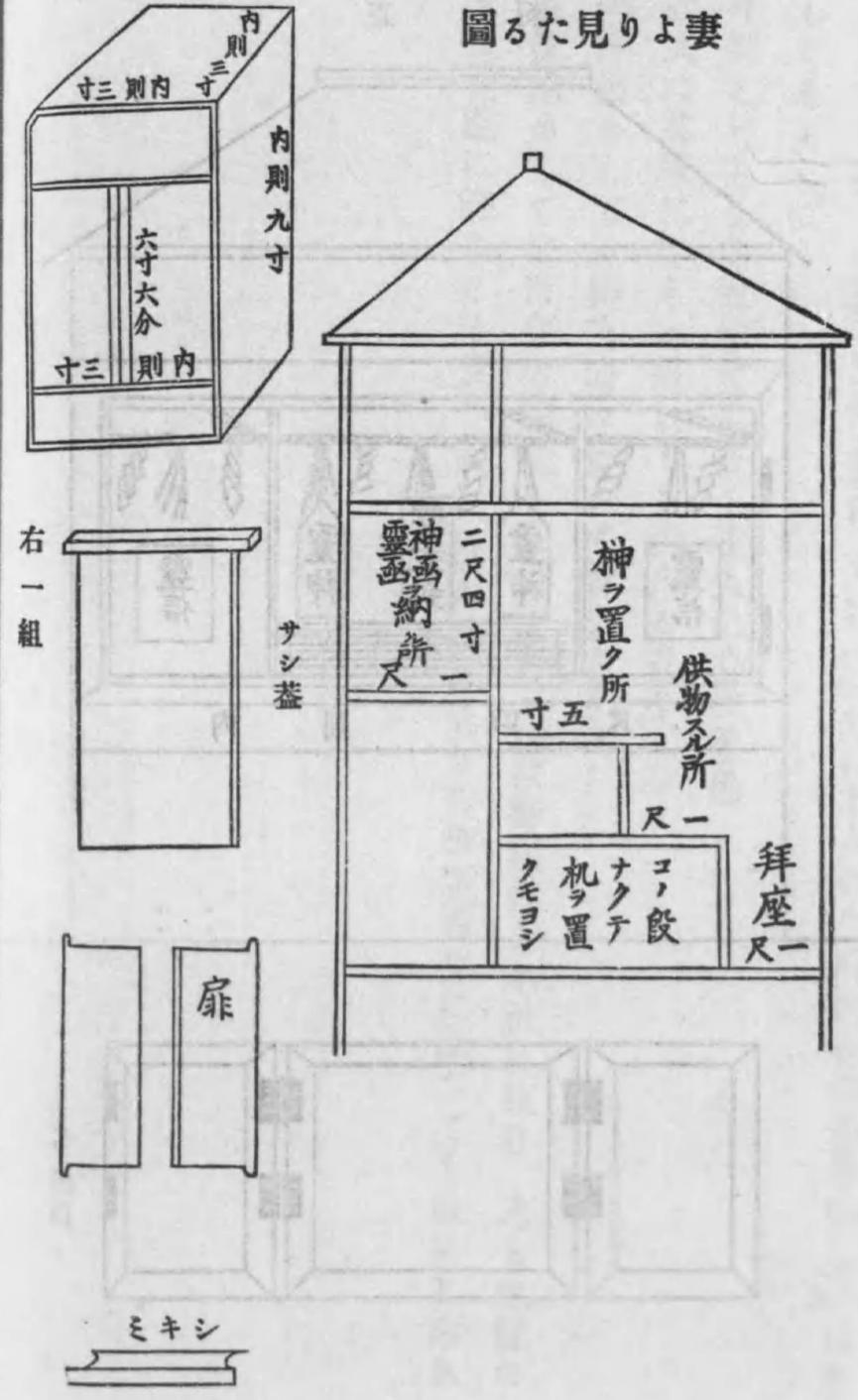
百年外靈函二組



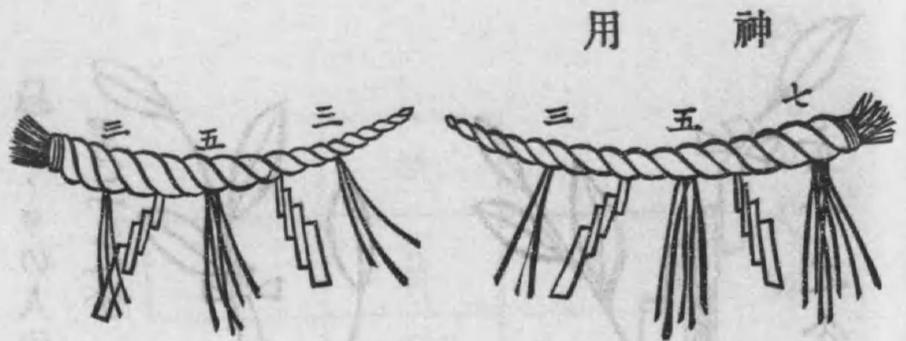
二三一

神 函

妻より見たる圖



二三〇

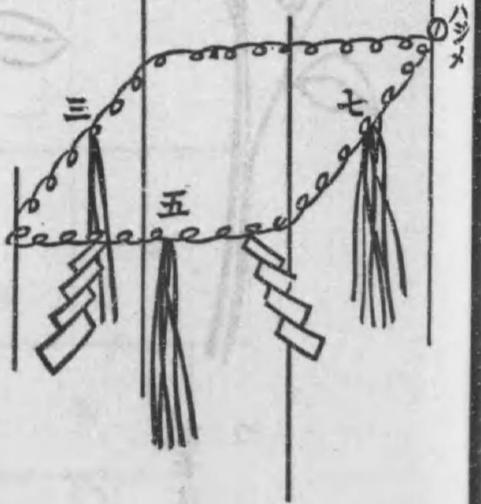
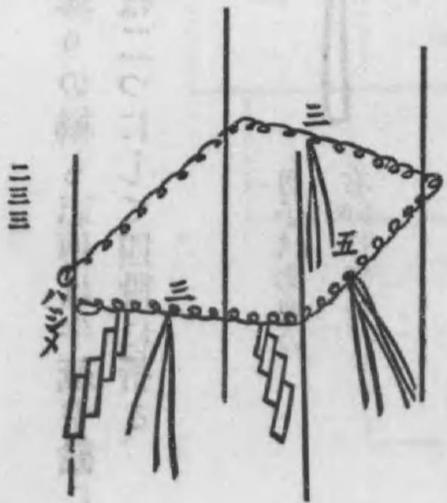


霊屋又は
喪家門前
の分

神 用

地の祭分

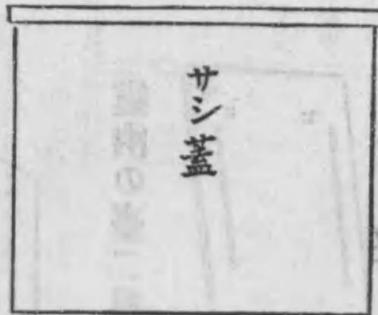
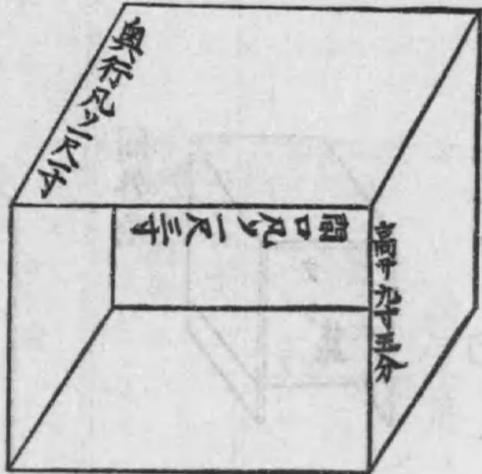
土の地周圍



梯臺三ツ



假函ハ松ニテ作ル



以上の材は檜寸法は鯨さしに由る事。
一、假箱は外函を緩るやかに容るゝ位に見合せて作るべし、又棚に祭るの上に間へ
る時は横蓋にすべし横蓋は左より開閉する様にす。

行列の大躰



忌かゝりの人の持つ櫛

男子之分

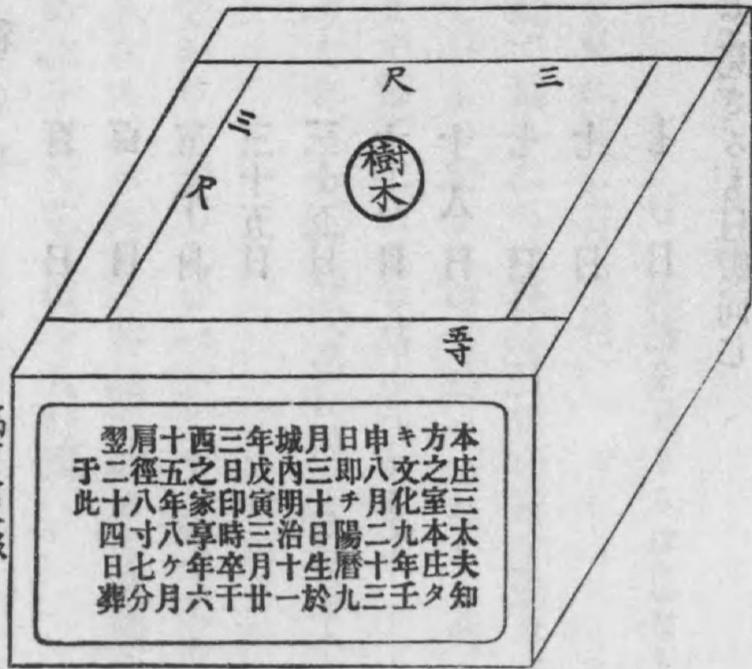
女子之分

男子の分土地参りの櫛も志傳は半紙半截にて作るさかりは二つにして四段に折る。

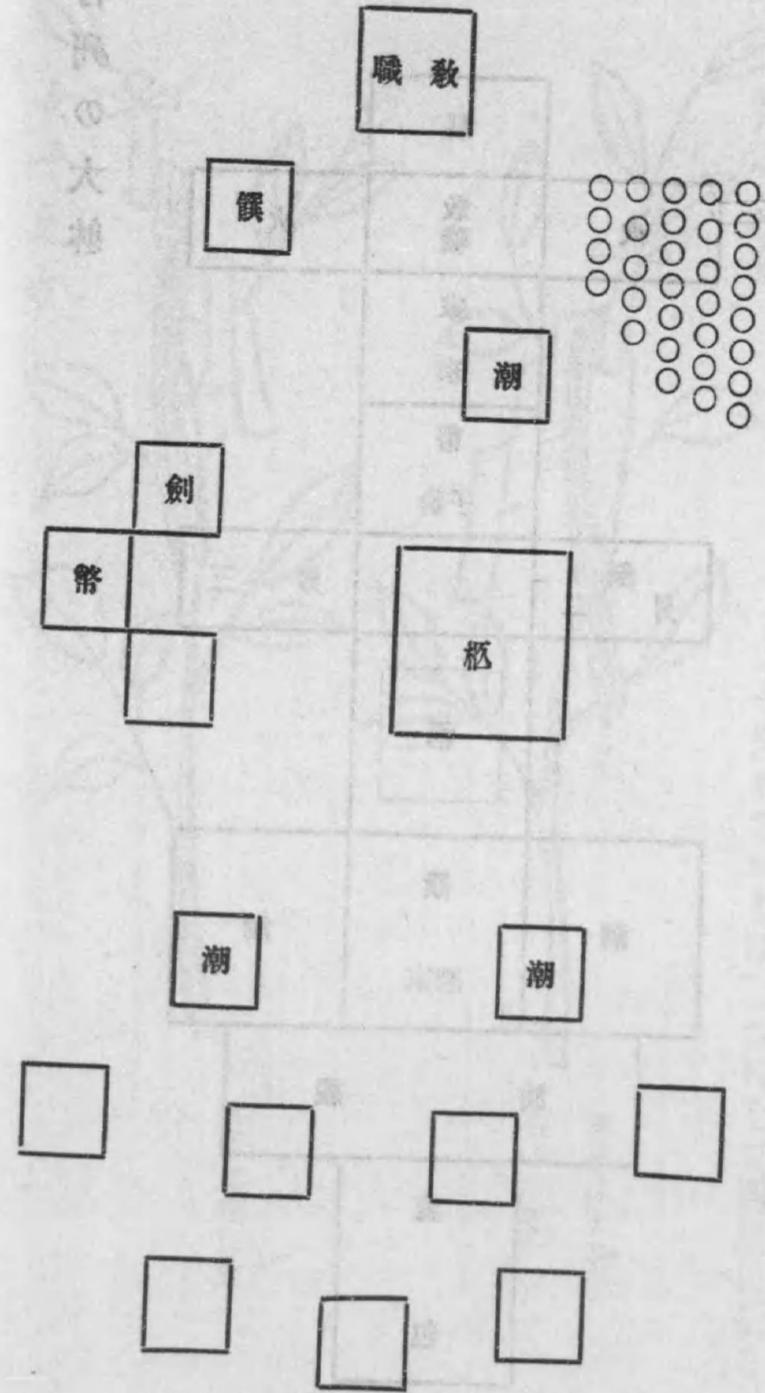
男子は土地の
右我に立つ

女子は左に立
つ

土地の圖



土地之都合



忌及穢の事

- 一、父母の忌 百日
 - 一、子の忌 百日
 - 一、兄弟の忌 五十日
 - 一、祖父母の忌 三十五日
 - 一、孫の忌 三十五日
 - 一、曾祖父母の忌 十八日
 - 一、曾孫の忌 十八日
 - 一、從兄弟の忌 七日
 - 一、高祖父母の忌 七日
 - 一、玄孫の忌 七日
- 以上十件は死骸を見ざるも日數同じ。
- 一、父母の兄弟の忌 十八日

- 一、兄弟の子の忌 十八日 兄弟の孫の忌 七日
- 以上二件は死骸を見ざるは七日。
- 一、夫婦の忌 七日 死骸を見ざるは忌なし。
- 一、他人にても死骸を見れば、七日の忌。
- 一、遠方に在て日數経て聞きたるは残る日數の忌を勤むべし、既に日數過ぎ去て後聞きたるは聞きし日より定まりの日數つこむるも略するも心次第なれども從兄弟の忌に至るまで都て七日より略すべからず。
- 一、御規則は右の通りなれども、一心次第に因ては親子の忌にても七日の後は明て苦しからず。
- 一、死人の間へは御守かけながら入るべからず、必ず次の間に取おいて入るべし。
- 一、万一死人の間に入たる時は本社へ持参し改めて頂戴すべし。
- 一、死葬の家七日内の火を食た遠慮四十八時間。
- 一、忌中の人の食後の物食したる遠慮四十八時間。

- 一、死葬の家に於ても死体を見ず火を食せざる人、又道にて葬式に遇ひし人は水そぎか湯あみすれば穢なし。
- 一、人の死したる間及び死人を載せたる船かごは七日の穢、船かご共に風のよく吹さほる様にして七日七夜おくべし。
- 一、人及び獸類のをちて死したる堀池は七日の間穢なり其水を用うべからず、満七日に神官を招待して祈念を受け其の上にて用うべし。
- 一、人及び獸類のをちて死したる井戸は、七日の間一日に一度宛水をかへて神官の祈念を受け其後に水を用うべし。
- 一、昨日をちて今日あけたるは二七の間一日に一度つゝ、水をかふ三日目にあげしは三七日四日目にあげしは四七日間十日二十日も此に準して日數をます、斯様にせぬ井戸は埋むるの外なし。
- 一、獸類の死たる處は七日の穢。
- 一、獸類の肉を食したる穢七日。

一、獸類の死骸を見たる穢神官七日他の人は水滌か湯あみをすれば社參苦しからず。

一、獸類煮たる火を食したる人は水滌か湯あみかすれば社參苦しからず、神官殿内に入るは四十八時間の遠慮。

一、獸類の死骸は人の行かぬ踏まぬ處に深く埋め標を立ておくべし。

一、月水の穢 七日

一、産婦の穢 三十五日

一、産兒の穢 七日 但社參は三十五日の後にすべし。

一、産の穢七日内は介抱人も穢なり。

一、月水婦人並に産穢の七日内介抱人産後三十五日内産婦の扱ひし火を食したる人は水滌か湯あみをすれば社參は苦しからず、神官殿内に入るは四十八時間遠慮すべし。

一、産の穢七日内其間に入りし人は身滌か湯あみすれば穢なし。

- 一、産したる處及び産婦の居る間は七日の穢。
- 一、産婦の乗りたる船籠は七日の穢、七晝夜の間は風の能く吹きこほる様にしておくべし。
- 一、獸類七日内の産兒をいろひし穢七日。
- 一、獸類の死骸に觸れし穢七日。
- 一、總て忌穢中の人の食後の物を食したる遠慮四十八時間尤も前に取置きたるは同火にても支なし故に忌穢の人には最後に取りたるを食せしむべし。
- 一、切疵皴皴痔等總て出血の者は出る間穢なり出止めば穢なし。
- 一、俗家祭神葬祭及屋祈禱邪氣退散の神函を祭る間には産婦及死人を置くべからず、万一家手狹にして仕方なきときは神殿は御扉を閉ぢ菰にて覆ふ、神函ばかりなるは前に板を立て菰にて包むべし、此等皆穢なき人になさしむべし、此菰は忌かゝりの最後の人の忌明きの時とりて土地にて焼く此時屋祈禱して神拜を始むべし。

- 一、灸をすゑたるは一夜の遠慮。
- 一、産の有りし後及死穢の有りし後は神官を請て屋祈禱すべし、此屋祈禱は穢の日數果し日する又程へてするも都合次第なり。
- 一、死人のかはるくある時又は病人かはるくある時は神官を請待して、邪氣退散の御祈念すべし、此時は御靈鎮めをすることもあるなり。
- 一、神社參籠中不淨になり又忌の穢なごある時は即時退出す、其時は脇路より歸去すべし表口よりは歸去すべからず。

五ノ三 國家の典祀

國家若しくは世界として、神靈を齋き奉る處を神社と謂ふ、我國上代に天津磐境と稱へし者に起れり、今左に述ぶる處の者は大正十三年内務省に提出したる神社制度改革案の一章なり。

第一節 神社別

- 一、神社を分ちて三種と爲す。

一、天地造化の神祇を齋き奉る處を神社と稱す。
 二、歴代の天皇及皇族の神靈を齋き奉る處を皇靈宮と稱す。
 惶み謹みて惟みるに天皇及び皇族の神靈は臣民の靈と異なりて、特に尊嚴の理由あれば、天地の神祇に並べ奉りて奉齋すべき式なれども禁中に於て神殿皇靈殿と區別して祭り賜ふを伺ひ奉れば更に止むことなき御掟こそ仰ぎ奉らるれ、されば一般の奉齋所も是れに鑒み奉りて皇靈宮と稱へ奉るぞ宜しかるべき。

三、國家に勳功ある臣民の靈を祭る處を彰徳之社と稱す。
 一、神社、皇靈宮とも更に分ちて

鎮座所
 天降所

の二種となす、鎮座所は一神毎に一社若しくは同じ系統の神祇なれば一社に合祀するも宜しとす、要するに其の定數ありて漫りに増減を許さず、假令へば常に御座ある皇居の如し、天降所は其數に制限なく所謂離宮の如し。

一、彰徳之社は總て天降式とす、如何となれば家々にて祭るを本儀とすればなり。

第二節 神社

神社には天地太原の理體を守護し賜ふ神代の神等を奉齋す、太原の理は一を本とす、一分れて三となり三分れて九となる、日月の如き海嶽の如き今人の所謂大自然是なり、而して此の自然神には夫々之を守護し賜ふ肉體の神おまし坐す、之を神代の神と謂ふ。

其九柱の守護神の御名は曰く。

天之御中主大神	天地の大跡を守護し賜ふ神なり。
國之常立大神	國土の本を守護し賜へり。
可美葦芽彥舅大神	神傳には天地産土大神とあり剖判の道理守護の神なり。
皇産靈大神	結合の道理守護の神にて萬物を蒸生するは専ら此守護の徳に因る、高皇産靈、神皇産靈、生魂、足魂、玉留魂の神た

底津海積大神

大山積大神

ちは殆んど同徳同體の神なり。海潮守護の神なり、大海積神を始めて上筒之男、中筒之男、底筒之男の神たちは此神と同徳の神に坐す。増積蕃殖する事を守護し賜へり所謂五柱の山祇神は殆んど同徳同體に坐す。

天照大御神

月讀大御神

須佐之男之大神

天照大御神に即ち我が皇祖におまし坐す。月の理體を守護し賜へり。神性雄健にして活動の本たる大氣守護の神に坐す、大名持神、塞之神たち此大神に仕へ賜へり。

神代の神等が、自然神を守護し賜ふを知食す謂ふ、之を守護し賜ふ状は、君國を其政府が守護するが如し、君國は政治の本體にして、政府は即ち其用たるが如く、自然神と神代の神とは、二にして一にして二におましますなり、皇祖大日靈貴尊の天_{即ち}を_{天日津}知食して即て天照大御神におましますが如く、他の神たちも夫々知食

す處あり、保食神は天地の大体を知食して即て天之御中主神におまします(其證は下に云へり)高

木神は皇産靈の理を知食して即て高皇産靈神におまします、上筒之男、中筒之男、底筒之男の神たちは、海を知食してやがて海積神にましますの類なり、尙ほ同じ御名にして自然神と其守護神とは一にして二にまします例證を擧ぐれば、

天地造化の三神中なる高皇産靈神、神皇産靈神に御子あまたましますと云へるも、自然神の御事にはあらで其守護神の御うへを謂ふなり、御子生と云事は伊邪那岐伊邪那美神に生まれり、自然神に御子まします道理はなきを畏れ多くも天照大御神は即ち皇祖におまします又御中主大神を始めて須佐之男大神に到る

まで皆其御子孫傳はれるを以て曉るべし、試みに其例證を擧ぐれば

新撰姓氏錄に服部連を天御中主命十一世孫天御杵命之後也と云ひ、又御手代首をも天御中主命十世孫天諸神命之後也と爲せるが如き安曇宿禰及び凡海連を海神綿積豊玉彦御子穗高見命之後也と云ひ海犬養をも海神綿積命之後也と爲せるが如き大神臣及び加茂朝臣を素佐能雄命之後也と云ふが如き伊勢朝臣

を天底立尊(由己止云く此神名神傳になしと雖ども必ず九柱中の異名なるべし)之孫天日別命之後也と爲せるが如き其他古典に神吾田鹿葦津姫命を大山積神の御子なりと傳へたるが如き皆以て、肉體おましし證據とすべし惟り葦芽彦舅大神に御子孫なきは其守護神少彦名神にましますが故ならんか。

又肉體神が自然神と同徳同名にましますの例は、

御鎮座次第記に云々(こは本書十八段の下註由己止が論中に引出たるが如し)以上の文献に徴證すれば則ち伊邪那岐伊邪那美の二神が國土山川草木其物を生み賜ふと謂ふもやがて其守護神を生み賜ひしを謂へるにて國土山川草木其物を生み賜ひしには非ざることを知るべし其物を生み賜はずと雖ども其守護神を生み賜ひて其物の活用完備したるはやがて其物を生み賜ひし道理也、然らば則ち大自然は肉體祖神を造り化し(日本書紀には乾坤之道相參而化所以也此男女)肉體祖神は御子を生みて大自然を修理固成せしめ賜へり、是れ報本反始の至大なる者也、されば上件の九神を祭るは大自然の神意にも徹り祖神の神意にも合へるわざにて、八

百萬千萬神も相うべなひ賜ふべき道理なり、奈何となれば御肉體の上に在りては此の九神に先だち賜へる神こそませ、其功德に到りては、九神に勝り賜へるはあらじ、就中我が古典中第一位の神明に坐す、天之御中主大神は天地大主宰の神にして所謂造物主神なれば、國々に稱ふる御名こそ異なれ崇拜し奉らぬ國はなきを、神社制度の國にして此大神の鎮座所なきは大闕典と謂はざる可らず、宜しく神國の靈山たる富士山上に奉齋し天社國社の總本社と爲し以て大道一本の義を示さば、自ら世界億兆民の信仰心統一の洪基ともなるべし。

次に他の八柱の神は全國現在の神社中此神等の系統にかゝれる最尊嚴なる神社を撰擇卜定して或は社殿に改修を加へ奉齋の式典を完備奉齋の式は少彦名訓傳ありして以て其鎮座所とし奉る可し、其靈域を試みに擧ぐれば、

伊勢神宮の依然とおましますべきは申し奉るも恐こし、

出雲大社は須佐之男大神の鎮座所として大名貴神を配祀し奉るべく、
紀伊(名草郡)の伊太祁曾神社は國常立大神の鎮座所として大屋彦神を配祀し奉

るべく。

對島(上縣郡)の和多都美神社は底津綿積大神の鎮座所として速秋津姫神を配祀し奉るべく。

羽前(東田川郡)の月山神社は月讀大御神の鎮座所として美都波乃賣神を配祀し奉るべく。

其他皇產靈大神葦芽彥身大神大山積大神の鎮座所は適當の神社を撰擇し若しくは新たに靈地を求めて奉齋すべし。

さて以上九社の外に尙ほ鎮座所の多からんことを欲せば、以上九柱に従屬し賜へる神坐せば、其神等の鎮座所を設置し奉るも宜しかるべし。

以上の諸神其御子孫は多く東洋に傳はれるが如きも其功德は普く世界に滿ち渡りて何れの國人も其恩賴を蒙りて生存せる次第なれば、其徳に對し奉りて万国通じて敬祭の禮なかる可らず。殊に

伊邪那岐神 伊邪那美神

は全世界の肉體祖神にましまして彼の葦船に乗り賜ひ海潮のまにまに流れ行きて彼國々を開き賜ひし蛭子命と稱へ奉るも此の二神の御子にませば(世界の人種多きが如きも結局一元に出たりこの學說あるに到れるも思ふべし)其御末たる歐米の人たちも共に此神を奉齋して仕へ奉るべきは申すも更なり、鎮座所は淡路(津名郡)なる伊弉諾神社に定め奉るべし。次に

邇々岐神 咲也姫神

は天津日嗣知食す我が天皇の御祖先におませば世界萬國の人等も萬世一系連綿たる尊嚴の御名譽に對し奉りて、敬意を拂ふべき理由あるを以て祭る、鎮座所は其の降臨地と稱する日向高千穗山の近郷に定め奉るべし。

其他神代の神等として從來祭れる大小の神社は其祭神の系統を調査し奉り前件の鎮座所中に御所屬を定めて本つ神其神の仕へ賜ふ神を云ふの天降所とすべし、例へば

海事に關する神(漁業鹽業航海守護の神)の社は海積大神の天降所とし國土に關する神(土地開拓家屋建築樹木に幸へ賜ふ等の神)の社は國常立大神の天降所と

するが如きを謂ふ。

第三節 皇 靈 宮

皇靈宮は既に上に述ぶるが如く、天皇及び皇族の神靈を奉齋する處にして、即ち宮中なる皇靈殿は其の鎮座所なり、されば該系統に屬する全國大小の神宮神社は總て皇靈天降所とし奉るべし、例へば橿原神宮、香推宮、明治神宮を始め奉りて、吉備津神社鎌倉官の如きを謂ふ。

第四節 彰 德 之 社

人皇以後、國家に勳功ありたる人士を祭れる神社は、すべて彰德之社と改稱して、造化神の神社と區別を明らかにし、將來は其の増設を許さず、新たに祭り込みを要する場合は、各地方最寄最寄の彰德之社に合祀すべし、是は國家が勳功に報ずる式にして、造化の神明を祭るものとは、條理自づから異なりとす、即ち武内宿禰の宇部神社、菅原道眞の北野神社を始めて、建武中興明治維新前後に於ける勤王殉難の士を祭れるものを謂ふ、此式を列國に及ばさんか、ネルソンは英國に祀られ、ワシントンに米國に、ソクラテスは希臘に、釋迦師は印度に、孔子は支那に祀らるべきが如し。

第五節 町村の神社

町村には必ず甲乙の兩社を設置す。

- 一、甲社は上に述ぶる所の、造化神の天降所にして、即ち町村民の修行場なり。(吉事に關する町村の儀式は總て此處にて執行す)
 - 一、乙社は所謂彰德之社の小なるものにて、其町村に功勞ありし人士を祭り、或は戰死者の招魂祭若しくは其の遙拜式を行ふ處とす。
 - 一、甲社は從來の産土神社に代るべきものなれば、舊神社に改修を加へ天降の式を備ふれば其儘之れに使用するを得べし。
- 但し其の舊神社人靈を祭り來れるものならば、之を乙社に使用して、甲社は新たに建設を要す。

- 一、皇靈天降所となる舊神社に、攝末社の恰好なるあらば、之を乙社に使用するを

得、其の境内に新設する亦固より苦しからず。

一、鎮座所ある町村には甲社を設くるに及ばず、鎮座所に直參を得ればなり、彰徳之社ある町村には乙社あるに及ばず、彰徳之社に合祀するを得ればなり。

第六節 從來の社格と神傳の神社

神明は絶対の尊靈にして、其の御功業全世界に涉り賜へば、人間の祀り祀らぬに因りて、御徳に影響あるべからず、然るを人心名利に迷ふの世となりて、或は位階を上り、社格を云爲するこごなれるは、甚だしき非禮と謂ふべし、されば世界的神社には、鎮座所と天降所とを大別する外社格あるを要せず。但し歴史保存の爲めに舊社名を存置し若しくは其舊蹟の記念方法を設け置くは妨なし。

第六 天 地

阿 伎 良 謹 圖

刀 如 キ ノ ミ

得、其の境内に新設する亦固より苦しからず。

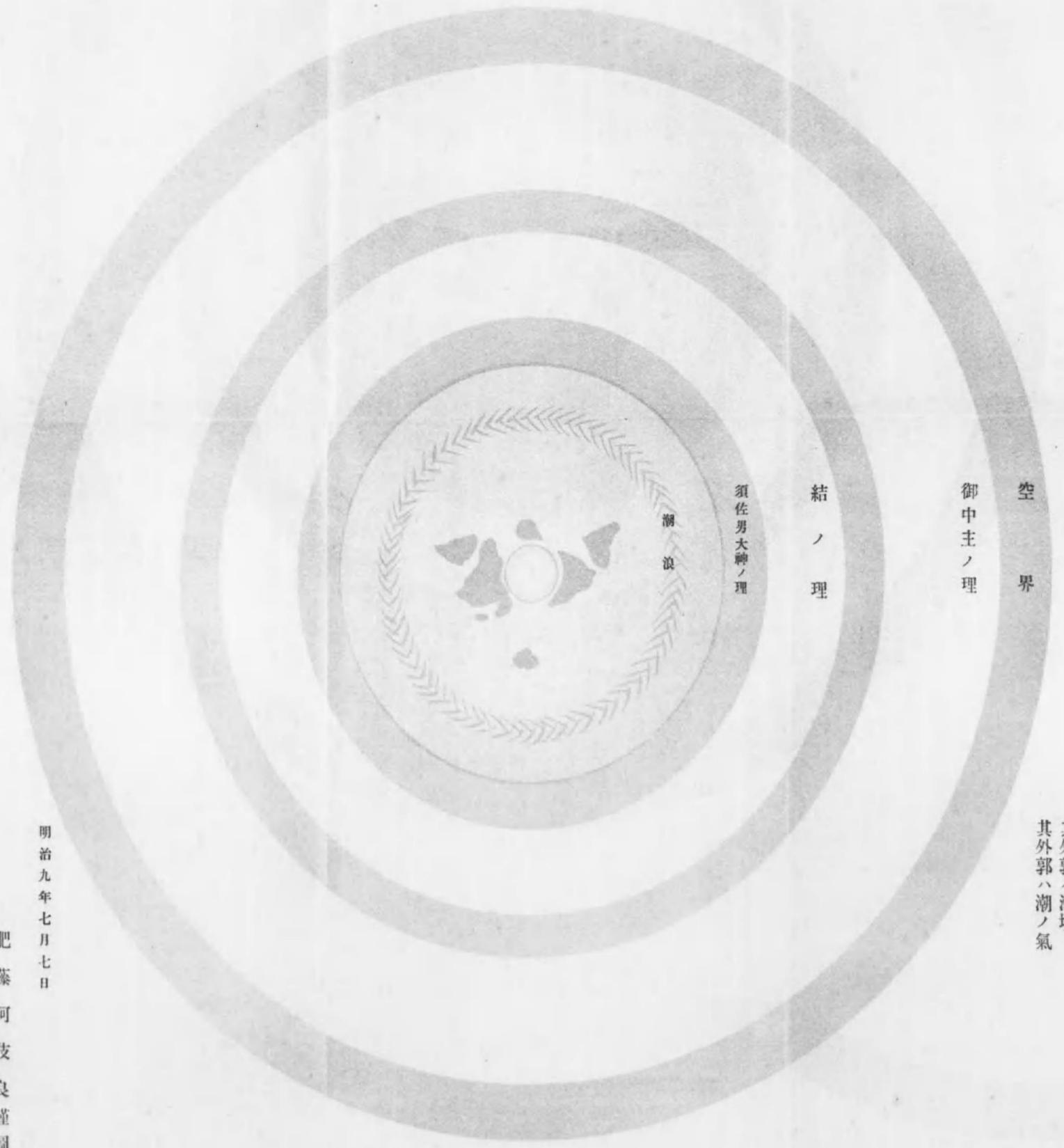
一、鎮座所ある町村には甲社を設くるに及ばず、鎮座所に直參を得ればなり、彰徳之社ある町村には乙社あるに及ばず、彰徳之社に合祀するを得ればなり。

第六節 從來の社格と神傳の神社

神明は絶対の尊靈にして、其の御功業全世界に涉り賜へば、人間の祀り祀らぬに因りて、御徳に影響あるべからず、然るを人心名利に迷ふの世となりて、或は位階を上り、社格を云爲することなれるは、甚だしき非禮と謂ふべし、されば世界的神社には、鎮座所と天降所とを大別する外社格あるを要せず。但し歴史保存の爲めに舊社名を存置し若しくは其舊蹟の記念方法を設け置くは妨なし。

第六天 地

地心ハ地中ノ龍宮往來ノ道アル處
其外郭ハ地氣ノ凝リタル處
其外ハ潮浪ノ壯ナル處
其外ハ海ト陸
其外郭ハ潮境
其外郭ハ潮ノ氣

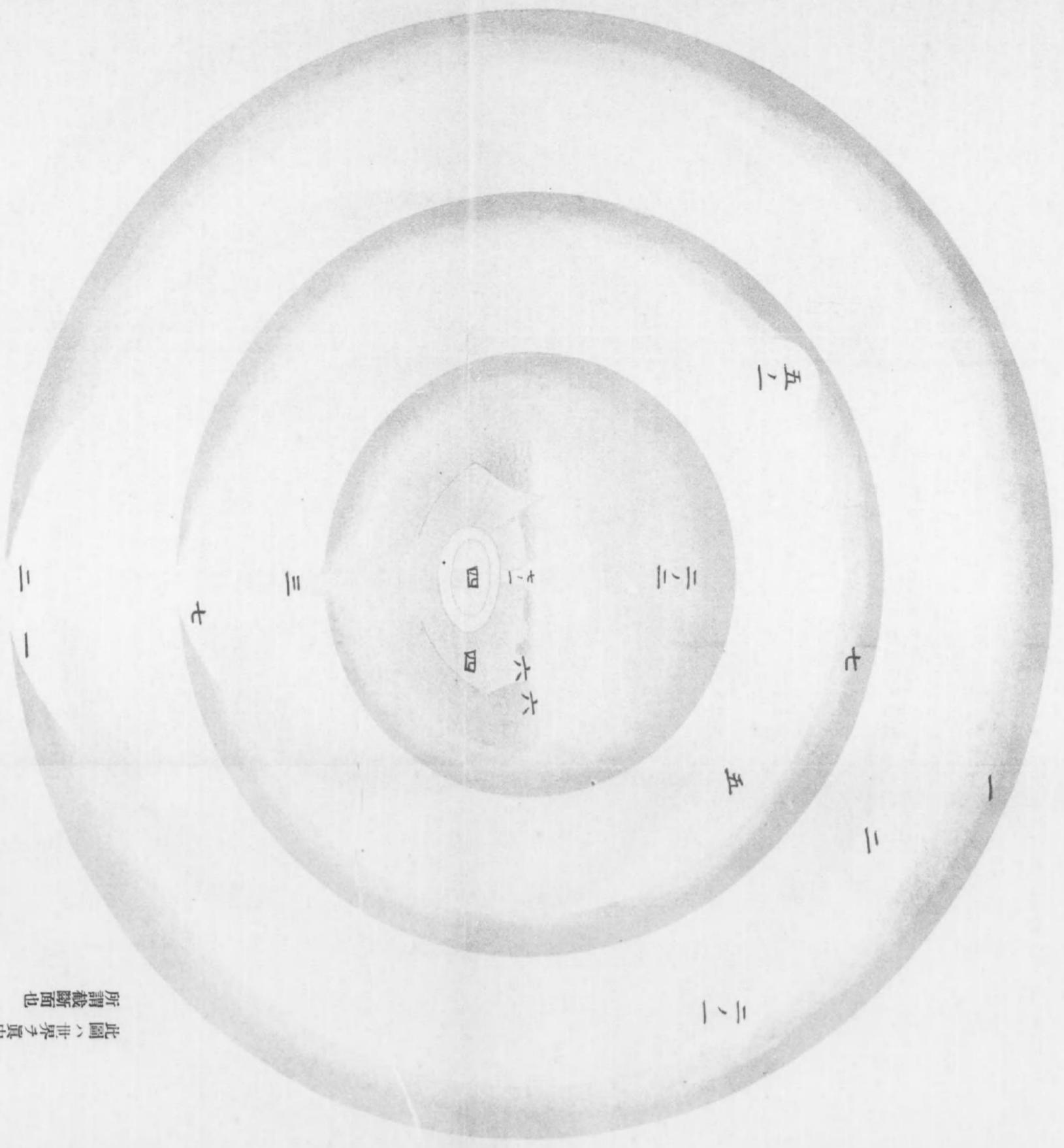
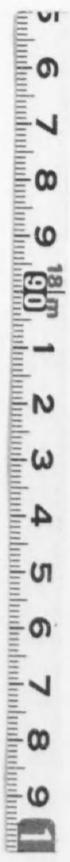


須佐男大神ノ理

此圖ハ地ヲ眞上ヨリ見タル處也
蓋北ト云ハ地心也南ト云ハ地端也東ハ南面ノ左也西ハ南面ノ右也
磁石ハ地心ニ引カル、物力船ニ乗テ地球ヲ周ルト云ハ傘ヲ蛇ノ目ニ周ルガ如キノミ

明治九年七月七日

肥藤阿伎良謹圖



此圖ハ世界ヲ真中ヨリ豎割ニシタル所ノ圖
所謂截断面也

- 一 空界
- 一 湖ノ根
- 二 御中主ノ理
- 二 潮氣ノ勝ル口
- 二ノ一 天照大御神ノ理
- 二ノ二 須佐男大神ノ理
- 三 潮氣水氣ノ上ル理
- 四 國常立ノ理
- 四 地中ノ龍宮秋津彥神ノ智所
- 五 結ノ理
- 五ノ一 月讀大御神ノ理
- 六 湖
- 六 大山積ノ德
- 七 水ノ種
- 七ノ一 地中ノ龍宮道
- 七 上ル水氣

天地粗圖附言

第一圖は、大地を眞上より見たる所なり。

地心は地中幽冥の道ある所、其外郭は地氣の凝りたる所、其外は潮浪の壯なる所、其外は海と陸、其の外郭は潮境、其の外郭は潮の氣。

第二圖は、天地を眞中より豎割にしたる處の圖なり。

空界、潮之根、御中主の理、潮氣の上る口、天照大御神の理、須佐之男大神の理、潮氣水氣の上る理、國常立大神の理、地中幽冥秋津姫神守護の理、結日大神の理、月讀大御神の理、潮、大山積大神の徳、水之種、地中幽冥に通ふ道、上る水氣。

曰 空界

曰 潮之根即ち天地の根底チソコ

- 三 潮氣の騰る口
- 三 世界の中心より袋端迄を三分して、端一分の處、御中主の理
- 五 世界の中心より網端迄を三分して、端一分の處、御結日の理
- 三の三 御結日の理の内端より内進之男の理
- 四 世界の中心より進之男の理端迄を三分して内の方二分の下半を地とす、地凸し端の心より低きこと厚さの三分一
- 七 水種
- 七 上る水氣
- 三 潮氣水氣の上る理
- 六 一潮
- 六 山 三中の横朱は國常立の境

- 四 地中の幽冥其幅地の厚さの三分二、豎は横の三分の二旁より見たる處狀ち雞子の如し、地中の幽冥は地上より下ること地の厚さの三分一、其上邊に道あり、地上に達す、即ち
- 七の一 地をかかふる者潮氣、其厚さ地底と進之男の理端とを平分す。潮氣と潮との間を潮境と云ふ、潮浪壯烈不可近是れ神氣の壯なる也。
- 三の二 天照大御神地端より弦法の點を心とし袋の外端の裏面にかゝる右にあり。
- 五の一 月讀大御神潮境線より弦法の點を心とし網の外端の境を心としてかゝる左にあり。

地中の幽冥を周れるは潮氣の道、其厚さは地中の幽冥の下端と地の下端との間を平分し、上半潮氣道、下半水氣道、潮氣は潮之根の處より水氣は水種の處より同じく騰れども、混一して上るに非ず、其質自づから別、地の下端にて分れて、潮は地中幽冥を周り上り、地中幽冥上邊無數の穴より地上に上下す、海中渦の卷く處是なり、水は土石の間を蒸騰して地上に出づ、其御結日の網に傍ふて上る者は雨となる。空界及び潮之根水種不動其他皆動く、是を以て晝夜を成し、夏冬をなし朔望をなす容易に不可解。

潮之根の處厚さ御中主の理の三分一、幅員地に齊し、其質蓴菜に付ける滑液の如し。

水種の處厚さ御結日の理の三分一、幅員地の三分二其質海月の如し、潮之根、水種の處、傍より見たる狀ち仰ぎたる三日月の如し。

地心は地中幽冥往來の道ある處、其外圍は地氣の凝りたる處、其外は潮の壯んなる處、此經月の三分二、地氣は此三分二、穴所又三分二、潮は大低地を準として平面也。

日月の徑は德熟を待ちて傳ふべし、月星同じく網にかかると雖ども動き同異なり。

右の通りを聞きて試みに截斷面を書き又愚考を以て平面圖を作る、神女曰く是れ大体のみ副島家へ貽りし貽は様も異り又密なり相照さば解し易からん。(明治九年六月廿三日より深齋して七月一日より別火して十一日に記し畢る本多阿伎良謹記)

由己止曰く西洋説には此大地を球形なりと爲し神明は天地を合せて大圓體なりと傳へ賜ふ彼は地球の外面に人住めりと説き是は天地の間に人間萬物生ずるものと傳へ給ふ、彼は日月星をも大地の如き物質体なりと説き、神明は是を理體なりと傳へ給ふ、是れ大体の異なる點也、由己止熟々考ふるに假りに彼説を是認して、太陽を物質体と爲さんには、其物いかに大なればとて、大なれば大なる程、其燃ゆる勢力も旺盛なる譯なるが、其初めて燃え出て、より、既に經過し來れる年も算へ盡されぬ斗りにて、今は殆んど灰燼とも、成り果つ可き命數ならざる可らざるに、世界に書契ありて以來、人間草木に受くる處の、光線なり熱度なり古今大差なきものの如きは、第一に考慮を要すべき處には非じか、又地の球外皮に、人畜の住めりと爲すの説も、自然の道理に合へりとも覺えず、殊に大地の球形なる證據に、往船の漸く見えざるを引證するなご極めて幼稚なる説にして、如此ては大地は一小球に成り了らずや、夫れ人は天地の生みし者にして、現に天地に育てられつゝある所謂小天地たることを知らば、人の天地間に在る狀は猶ほか

の瓜と云へる果物に其核實のあるが如き、活きたる道理辨へらるべく、核實の果物内に成熟するが如く、人も天地と云ふ大果物内にこそ、修行成熟すべきものなれ、彼の螻蟻なごが、縁もなき橙子の外皮を匍匐ムクゴクふが如く、地球の外部に人間が往來しつゝありと云ふは、いかにも、無性靈の説にして、不自然の至りと云はざる可らず、其他、日月の蝕の如きも巧みに説きたる様にはあれど、固より理屈なるが故に往々矛盾を免れぬことあり、夫れ我世界の太陽に於けるや、其距離甚だ廣遠にして其間を運行通過する者豈惟り月のみならんや必ず諸の遊星の遮蔽障もあるべきに、(若し其の軌道異なりとするも脱線なきを保すべからず)古來幾千萬年に涉りて未だ曾て其事ありしを聞かず、近々此の數年前金星が世界に近づきたりして、其衝突を云爲せし學說世間に流布せし爲め或は智識階級の人に疑懼を抱きし者ありしも、是れ亦眞の杞憂にてありき、人間の天を論ずる者、大凡皆此類なるべし、猶ほ日月の蝕に付いては別に論ふ日ある可し、さて今日は世界中の學者と云ひ、宗教家と云ひ何れも洋説を根據として、偶自家の學祖や教祖が傳へ置かれたる眞理までも彼の學

説に合はぬ處は練りかへ作りかへむとする現状なるにも拘はらず、吾人此神傳のままを、敢て世に紹介する故は、實に止むを得ざることにて、決して異を喜み奇を衒ふにあらざることは知る人は知りて居らるゝならん、先師天地之像儀を成さんご欲して遂に其志を賛くる人無く、僅かに其粗圖を留めてはかなく歸幽せしことは實に終天の遺憾なれども、此大跡の眞理を顯はしおきたれば縱令今日に信ぜられずとも早晚此神傳に基き詳細の説明を發見すべき神人の將來に出てんことを深く信じて待つものなり。

二 聽記内編の一節

天地の道理は、區別明らかにして混雜あること無し、御靈之大神は即ち道理の大本なり。

○天照大御神は温かなる理の元也。

○月讀大御神は冷かなる理の元也。

○天之御中主大神は大體の理の元にして、即ち天地大周圍の神也。

○天地産土大神は分くる理の元、即ち天地剖判の神也。

○底津海積大神は支へ持つ理の元、即ち天地をさくへ持つ神也喩へば果物のナリツキの如し。

○國常立大神は沈み留まる理の元也、即ち沈み留りて國の土臺となる。

○御結日大神は結び持つ理の元なり、即ち天地分判して定まりたる神也。

○進之男大神は色の理の元なり、晝は赤く夜は黒きを始めて萬物に至るまで、色あるは、即ち此神の御徳なり。

○大山積大神は殖往く理の元也、地の廣がり人の増加し萬物の蕃殖す

る即ち此神の御徳なり。

右九神を天地の始とす、皆御靈之大神にして形以前にあり、此九神の御徳相集りて、御陽氣世に所謂なる、此陽氣萬物を生ず、故に天地の神理は天地萬物に満ち涉り、秋毫の末と雖ども備はらざる無し、上に謂ふ所の天地の區別を人身に喩へて細しく云へば天照大御神は瞳の如し、瞳は一身温氣の集まる處、此温氣を集むる力を以て物色に明通することを得る也、月之大御神は白眼の如し、白眼は一身水氣の集まる處、此水氣を以て瞳を養ふ也。

天之御中主大神は表皮ツハカハの如し、則ち身體の大周圍也、天地産土大神は上に頭あり、下に尻ありて、以て一身の活動を備へたる道理の如く、

底津海積大神は足の踵の道理の如く、國常立大神は、胃腑の道理の如く御結日大神は皮と肉との間なる膜の道理の如く、進之男大神は脂肪の道理の如し、色は皆脂肪より生ず、大山積大神は骨の道理の如し、山の基礎は岩石なり、岩石を以て土沙を増生す、以上道理の物相集りて肉となる、此肉より智恵に及び胎を成し兒を生ず。

右は人身を以て譬へたりと雖ども、惟り人身のみならず、萬物何にても、此道理備はらぬもの無し。

神傳の書編輯成りて。

此書は少彦名大神神憑を以て先人に傳へ給ひし所の者なり。

先人姓は本庄、名は天徳、嘉永五年七月十五日陽曆六月二十九日備後國三原城内に生る、明治三年五月十日陽曆六月九日十有七歳十箇月にして、初めて神憑となり、已後幽冥通ありて天地萬物の理に通達せり、其要旨皆世界の上存するを以て、志大行健なること古今其比を見ず、氣宇常に爽快接する所の人をして、覺えず其憂愁を忘れしむ、其神明奉仕の法式は、出雲の千家に傳へよこの神勅なりき。

先人曰く、蓋し千家尊孫氏も幽冥に通する人なりけむ、予告るに神傳の式を以てせば必ず喜んで之を用ゐられしならん、嗚呼道の行はれざるは眞理を知れる人なきに因る、若し之れ有らば則ち喜んで之を用ゐむ、當時出雲行を果す能はず遺憾と謂ふ可し。

明治八年神道事務局の内意に因りて上京す、此時副島前外務卿に遇ひ、神意の在る所を語り、且つ千家氏への紹介を托して歸る、同九年千家大教正巡教して三原に次し、特に使を以て先人を招げり、先人乃ち面會す、此年本多阿伎良をして、天地

之粗圖と幽理聽記とを作らしめ、之を千家氏に贈り、別に自ら空中之圖を作りて之を副島氏に贈れり、同十年大社權禰宜泉卓藏氏來り迎ふるに因りて出雲行を遂げたり、滞在一個月にして歸る、同十二年六月、初めて門下に修行生をおけり。

修行生には其性質と志望とに隨ひて、其入る道を選ばしむ、先人曰く、予が天地に受くる處は、三才萬物の理皆備はる、凡そ百名の修行生あらば、之を傳へ盡すことを得可きか。

同十四年本多波也登隅田石人をして聽記を編輯せしめ、兩人に委するに道統を以てせり、蓋し上京の意あるが爲なり。

先人曰く、今や四海交通萬國對峙の時に方りて、神憑あるは其天意知るべきなり、夫れ天津日嗣に非ざれば、天下平和なること能はず、而して天津日嗣は世界の廣きも唯一にして、其是に擬する者は四方に紛々たり、天理を以て基を明らかに立て置かざれば、恐らくは過つこと無きを保し難し、予微弱の身を以て、此重大の任を受く一日も敢て、安座す可からずと。

十五年三月十五日、改造の社殿成て遷宮す、同年六月四日未明、出京の途に上り、九日東京麴町區内幸町子爵岩下家に投ず、同家に於て神代之道理を著はして、有栖川左大臣宮殿下に獻じたり。

由己止曰く、竊かに承るに、當時修行生に御扶持御下賜の御内意ありて、人員取調之儀を、御家令藤井氏を以て仰せ出されし由なるも、殿下御渡米御切迫に際したること述、御沙汰止みとなりしは、斯道の爲め遺憾なりき。

在京十有九年間、或は政府の大官を訪問し、又は來訪者に面接して、道を説き志を論じ、殆んど寢食を忘るゝ者の如くなりき、道を論ぜし人々には、子爵岩下氏、子爵海江田氏、伯爵副島氏、侯爵伊藤氏、伯爵大隈氏、森有禮氏、山岡鐵舟氏、丸山作樂氏、藤井希璞氏、田中賴庸、平山省齋、芳村正秉、久米幹文、落合直亮の諸氏なり。

丸山作樂氏(元老院議官)教會を設けむことを勸め、教規を綴りて贈り來る、先人曰く、宗教は社會の爲めなるが如くして、事實は之れに反する者あり、如何となれば、各教經典を異にすれば、競争心なきこと能はず、之れが爲めに現に社會の人心を、區々背馳せしめつゝあるに非ずや、殊に水土風俗の異なる國に起りたる者は、動もすれば斯道に合致し能はざる患を生じ易し、此くの如き者ありては眞の道理行はれ難し、故に宗教を作ることには有道者の與みせざる處なり、○某氏東京に神社を新設せんことを勸む、先人曰く國內神社多過ぎて頽廢したるもの少からず、之を整理するに非ざれ

ば、却て斯道を汚損す云々○先人道の爲めには寢食をも忘ると雖ども、人間はざれば答へず、或人門を開きて道を講ずべし然らざれば人知らずと云ふ、先人曰く遠く東京に來り白衣袴袴を以て如此して居るも、未だ人目に觸るゝに足らざるか云々、○某氏云く斯道の振はざるは不思議なきが爲めなり、宜しく不思議を世に示すべしと、先人曰く、不思議な天地より大なるは無し、目前に怪異を行ふは、彼の輕業の類のみ、大道に志す者の行ふべき事に非ざるなり、○由己止曰く、先師の道を説くや極めて平易なるが如く、而して其道理の峻嚴なることは、何人も動かす能はざる者あり、今嘗試みに其一二を紹介せん、先師本名を鶴子と云へり、後ち天徳と改名す、明治十五年出京、赤阪新坂町に居る或日侍講副島氏來訪、面會ありて問はれるは、阿鶴さん近頃改名せられたりと聞く、天徳は尊大に過ぎたる名ならずやとの問あり、先師莞爾として申しけるは、やつかれもと不學無知、一たび神憑ありてより、頓に天地の道を説き萬物の理を論ひて世の賢明なる御方にも見ゆる様になりしことは、決めてやつかれの力に非ず、偏へに天徳なりと信じて天徳とは申し侍ると對へければ、副島氏二言なく夫れより此名を呼ばるゝこととなりて、道を信じらるゝことなれり、又宮内卿伊藤博文氏に始めて見えられし時、伊藤氏云く、君は神道の方なりと聞く、予は政事一偏の男にて、道の事は更に知らず、されば其道の人に逢ひて、謀らるゝ方宜しからんかと云はれるに、先師やつかれの神道と申すは、拍手祈禱するのみにあらで政事にも何事にも、應用せらるゝ道にて侍ると

申しければ、伊藤氏そは如何なる事ぞと問はれたり、先師對へて申しけるは、恐れながら今日の御政事を伺ひ奉るに、あまりに煩はしくは侍らずやと申す、伊藤氏いかにも然か見ゆらむ、されど何事も云ふは易く、行ふは難きものと云はる、先師まことに然か侍る、願はくば其難き事もてためし賜はらんことをと申すに流石の伊藤氏語頭を轉じて西洋にも君の如き人ありたりなど種々の御話あり、尙ほ重ねて來訪あらば委しく承はらむと云はれけり、當時この面會のことを運びし人は、大臣參議方の護衛掛長警視室田景辰と云ふ人にて、伊藤家にては宮城某の取次ぎなりき。

斯道勃興の時機未だ到らず、三十三年八月二十一日四十八歳を一期ごして歸幽し賜ひき。

遺言に曰く、有道者は道を傳ふる人を得て後に死す可し、時世背馳するときは眠るが如し、其面し來る時は、立つて之を治む、其人あれば天下道に歸し其人無ければ歸する所無し。云々

其事たるや、造化の元始より成立に至る迄の間にして、皆遠く人世以前に屬せり、故に神傳に由るに非ずんば、焉んぞ克く之を知ることを得ん、是れ神憑の已むを得ざる所以なり。

少彦名大神は、道理研究の御職にして、神憑は之を顯世に傳へ賜ふ所の要道なり

故に神憑之神と申す、人の神恩中に育せらるゝや、猶ほ其の懷抱中に棲息するが如しと雖も、顯幽界を異にし神人言語相通せず、是れ道理の尊嚴なる所なれども、唯斯くの如くにては、眞理遂に顯はるゝこと無きを以て、故らに神秘を漏らし賜ふ所以なり。

先人曰く、神憑は世界に三度之れあるべし、予は其初めなるや次ぎなるやを知らず、唯其終りに非ざることは明らかなり、僅かに三度ある程の事なり、世人の見て以て奇怪とするは、固より異しむに足らずと雖も其實は決して奇怪なる者に非ず苟くも之を研究するときは、道理整然として具はれるものたるを知らん、先人曰く、神憑は二晝二夜の間神明の人體に憑り賜ふを謂ふ、彼時々刻々ある者は狐狸狗寶の所行なり、又曰く神憑は願ひて出来る者に非ず、予は全く無心にして之を得たり、曾て屢々幽冥通のある頃、身體疲勞甚し、父母之を憂ひて之を無くせんことを願ひしも、遂に御許容なく、猶ほ數次之れ有りき、近來久しく無し修行者に見せおかば、心得にもならむと心に願ふことあれども遂に之れなしと。

幽冥通は靈魂身體を離れて、天に昇り地に入り、神明の御用事ある處に至るを謂ふ、此時身體は脉絶え呼吸も亦殆んど絶えんとするに至る、其狀恰かも氣絶した

る人の如し、唯容貌亂れざるを以て別つのみ、此時家族皆側に侍して、唇を潤はし脉を検して回復を待つ、短かきは數十分長きも一二時間に過ぎずと雖も、回復の後全身疲れて、數時間手をも觸るゝこと能はず疲勞甚し。

先人曰く、幽冥通は靈魂神明に隨ひ其御用事ある所に至るものなり、天地の事は造化の神等に關して一々之を實見し、人身の事は御祖神に關して之を實見し、幽冥の事は大國主神に關して之を實見し顯世の事は皇美麻尊に關して之を實見せりと、夫れ道理は始めもなく終りもなく、幽冥は過去もなく未來も無し、御靈之大神は天地を造化して今も其儘之を主宰し賜ひ、御祖神は顯身の始めを爲して今も其儘之を掌り賜ひ、大國主神は幽冥に入り賜ひて今も其儘之を治め賜ひ、皇美麻尊は顯世を引受け賜ひて今も其儘之を知食せり、是を以て神代の儘一縷の亂れなく萬古不變にして活きたる寫眞の如し、是れ今も幽冥に入りて造化の始めを實見し得る所以なり。

大なる哉神憑、人世遂に耳目すべからざる所之を掌中に指し示すが如く、能く世界の人心をして其歸する處を知らしむ、神傳に曰く美太麻は世界の種子たりと。

美多麻の天地を成すや、猶ほ種子の發生して草木を成すが如し、而して既に草木となりては、種子の見えざるが如く、天地成立の今日に於て、美多麻の見えざるは理當さに然るべきなり。

而して美多麻の儘、全徳完備したるを御靈之大神と稱す、大神天地を造化して之を主宰し賜ふ、是を以て其の御心は道理たり、其の活動は造化たり、造化は千變萬化して以て世界に供し、道理は一定不變萬物を統一して以て世界を保持す、故に天地の大と雖ども、之を掌上に轉するが如く、萬物の繁と雖ども、秋毫の末も遺さず、是れ皆美多麻の修行を満足ならしむるが爲めなり、夫れ世界は靈魂の修行場なり、幽冥界は家庭の如く、顯世は學校の如し、學級進み才徳熟するに及んでや、顯に在りては聖賢と稱せられ、幽に入りては天地の司となる、是れ猶ほ卒業して職位に就くが如し、之に反して未熟者の死するは、放逸生の業半ばにして退學を命ぜられたるが如し、未熟にして何の用にも立たざれば、幾回生を重ねるも、必ず修熟せざる可らず、故に幽府の清祓ひを受けて再び顯世に出づ、是れ猶ほ父母の訓誨を受けて、更に入學するが如し。

先人曰く、修身格物より經世悟道に至る。皆備はりて皇道に在り、夫れ靈魂は天地萬物の元素なり我が靈魂は天地以前より在りて、天地神明と大小高下無き處のものなりと知らば、如何に大なる志

をも發すべく、又我が靈魂が身體と共に消えず、天地縦令崩るゝも決して無くならぬ物と知らば死生も心に關せず何程大なる腹をも生すべし、如斯廣く大きく成りなば、一身の榮耀名利位は何ともあるまじく如此成りて始めて、克く天理の用にも立ち國家の用にも立つ人となるべし、所謂顯に在りては聖賢となり、幽に入りては神明となるの道、唯我が皇道に在り。

嗚呼造化の旺んなる此くの如く、道理の明らかなること亦此くの如し、以て神傳のいかに尊きかを知るべき也。

本庄波也 登謹誌

284
409

明治十一年三月廿五日
東京府立第一高等學校
校長 佐野 俊

附録之六
不詳

東京府立第一高等學校
附録之六

東京府立第一高等學校
附録之六

東京府立第一高等學校
附録之六



終

